

H 1 8 評 価

0 - 8

平 成 1 8 年 度

第 8 回 三 重 県 公 共 事 業

評 価 審 査 委 員 会 資 料

(事 業 方 針 報 告)

平 成 1 9 年 3 月 1 日

配 付 資 料

資料 1 議事次第

資料 2 配席図

資料 3 委員名簿

資料 4 平成18年度公共事業再評価及び公共事業事後評価結果
における事業方針書

資料 5 平成19年度三重県公共事業再評価対象事業一覧表

(予定案)

資料 6 平成19年度三重県公共事業事後評価対象事業一覧表

(予定案)

平成18年度 第8回三重県公共事業評価審査委員会

日時：平成19年 3月 1日 13:00～

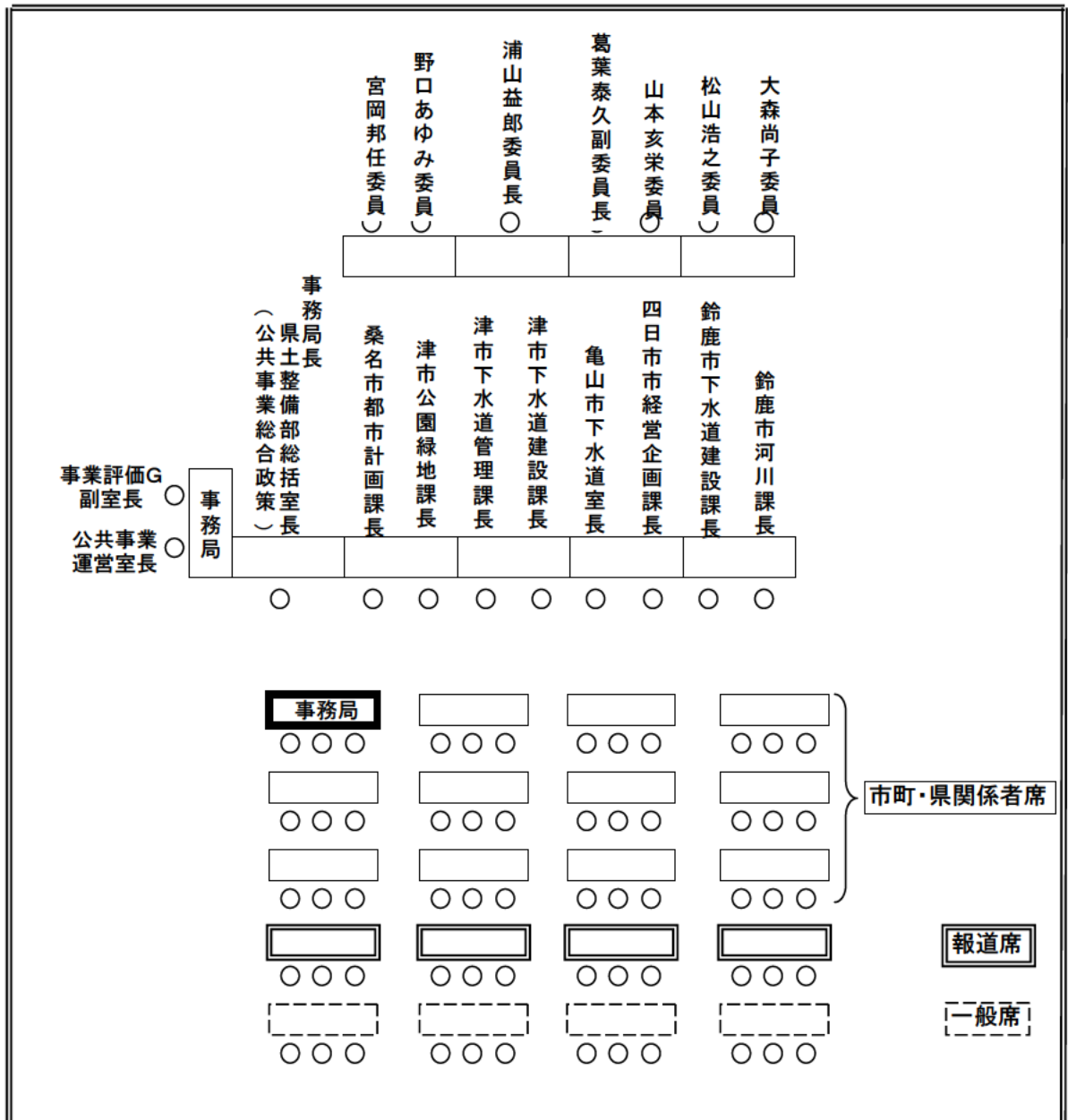
場所：アスト津4階 アストホール

議 事 次 第

- 1 三重県公共事業評価審査委員会開会
- 2 議事進行について
- 3 今後の事業方針について
 - 1) 平成18年度公共事業再評価実施事業の対応方針
 - 2) 平成18年度公共事業再評価結果における今後の事業方針
 - 3) 平成18年度公共事業事後評価結果における今後の事業方針
- 4 その他
- 5 閉会

第8回三重県公共事業評価審査委員会配席図 (アスト津4階 アストホール)

(市町等事業)



三重県公共事業評価審査委員会 委員名簿

| | | |
|------------|------------|-----------------------|
| うらやま 浦山 | ますろう 益郎 | 三重大学工学部教授 |
| おおもり 大森 | たつや 達也 | 三重中京大学現代法経学部助教授 |
| おおもり 大森 | なおこ 尚子 | 建 築 士 |
| くずは 葛葉 | やすひさ 泰久 | 三重大学生物資源学部教授 |
| しばさき 芝崎 | ひろや 裕也 | 南紀グリーンハウス代表 |
| なんぶ 南部 | みちよ 美智代 | 災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長 |
| のぐち 野口 | あゆみ | 伊勢志摩バリアフリースターセンター事務局長 |
| まつやま 松山 | ひろゆき 浩之 | 上野商工会議所専務理事 |
| みやおか 宮岡 | くにひで 邦任 | 三重大学教育学部助教授 |
| やまもと 山本 | かいいい 亥栄 | 技 術 士（建設部門、総合技術監理部門） |

(敬称略 五十音順)

平成18年度
公共事業再評価及び公共事業事後評価
結果における事業方針書

三 重 県

| | |
|---------------------------------|----|
| 公共事業再評価(県事業)..... | 1 |
| 1 平成18年度公共事業再評価結果(県事業)..... | 2 |
| 1) 環境森林部の取り組み(再評価)..... | 4 |
| 波留相津線における利用間伐の推進について..... | 5 |
| 2) 農水商工部の取り組み(再評価)..... | 7 |
| ほ場整備事業について..... | 8 |
| 農道事業の対応方針について..... | 10 |
| 3) 県土整備部の取り組み(再評価)..... | 12 |
| 道路事業の対応方針について..... | 13 |
| 流域下水道事業の今後の対応方針について..... | 15 |
| 海岸事業の対応方針について..... | 17 |
| 相川小戸木橋線街路事業について..... | 19 |
| 河川事業の対応方針について..... | 21 |
| 公共事業再評価(市町等事業)..... | 23 |
| 2 平成18年度公共事業再評価結果(市町等事業)..... | 24 |
| 1) 津市の取り組み(再評価)..... | 25 |
| 下水道事業(志登茂川処理区 汚水)の対応方針について..... | 26 |
| 栗真町屋都市下水路事業について..... | 28 |
| 岩田池公園の継続について..... | 30 |
| 中勢グリーンパーク都市公園事業の継続について..... | 32 |
| 下水道事業(志登茂川処理区 雨水)の対応方針について..... | 34 |
| 2) 四日市市の取り組み(再評価)..... | 36 |
| 流域関連公共下水道 四日市市(汚水)の継続について..... | 37 |
| 流域関連公共下水道 四日市市(雨水)の継続について..... | 39 |
| 3) 鈴鹿市の取り組み(再評価)..... | 41 |
| 鈴鹿市の公共下水道事業の継続について..... | 42 |
| 河川改修事業について..... | 44 |
| 4) 亀山市の取り組み(再評価)..... | 46 |
| 亀山市の公共下水道事業の継続について..... | 47 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 5) 桑名市の取り組み(再評価) | 49 |
| 桑名市総合運動公園の継続について..... | 50 |
| 公共事業事後評価(県事業)..... | 52 |
| 3 平成18年度公共事業事後評価結果(県事業) | 53 |
| 1) 農水商工部の取り組み(事後評価) | 54 |
| ほ場整備事業について..... | 55 |
| 農道整備事業について..... | 57 |
| 2) 県土整備部の取り組み(事後評価) | 59 |
| 桑名員弁線往路事業について..... | 60 |
| 公営住宅整備事業について..... | 62 |
| 資 料 編..... | 64 |

公共事業再評価（県事業）

1 平成18年度公共事業再評価結果（県事業）

公共事業の再評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事業の継続又は中止について委員会のご意見を最大限尊重しながら県の対応方針を表-1のとおり決定しました。

(1) 再評価事業箇所数 15箇所

(2) 継続事業箇所数 15箇所

(3) 中止事業箇所数 0箇所

(4) 平成18年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表-1）

再評価理由： 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 再評価実施後一定期間が経過している事業
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

| 番号 | 事業名 | 箇所名 | 市町名 | 採択年度 | 再評価理由 | 答申 | 対応方針 |
|----|---------------------|------------------------|------------------|------|-------|----|------|
| 1 | 森林整備事業 | 森林管理道波留相津線 | 松阪市 | H10 | | 継続 | 継続 |
| 2 | ほ場整備事業 | 櫛田上地区 | 松阪市 | H8 | | 継続 | 継続 |
| 3 | 広域農道整備事業 | 中勢3期地区 | 津市、松阪市 | H7 | | 継続 | 継続 |
| 4 | 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 上野依那古2期地区 | 伊賀市 | H6 | | 継続 | 継続 |
| 5 | 道路事業 | 一般国道477号 四日市湯の山道路 | 四日市市～ 菰野町 | H9 | | 継続 | 継続 |
| 6 | 道路事業 | 主要地方道伊勢松阪線 | 伊勢市 | H9 | | 継続 | 継続 |
| 7 | 道路事業 | 一般国道260号 南島バイパス | 南伊勢市 | H4 | | 継続 | 継続 |
| 8 | 下水道事業 | 北勢沿岸流域下水道 (南部処理区) | 四日市市、 鈴鹿市、亀山市 | S56 | | 継続 | 継続 |
| 9 | 下水道事業 | 中勢沿岸流域下水道 (志登茂川処理区) | 津市 | H9 | | 継続 | 継続 |

| 番号 | 事業名 | 箇所名 | 市町名 | 採択年度 | 再評価理由 | 答申 | 対応方針 |
|----|------|----------------------|-----|------|-------|----|------|
| 10 | 海岸事業 | 千代崎港海岸 | 鈴鹿市 | H4 | | 継続 | 継続 |
| 11 | 海岸事業 | 長島港海岸 | 紀北町 | S61 | | 継続 | 継続 |
| 12 | 海岸事業 | 木本港海岸 | 熊野市 | H4 | | 継続 | 継続 |
| 13 | 街路事業 | 相川小戸木橋線 | 津市 | H9 | | 継続 | 継続 |
| 14 | 河川事業 | 二級河川 笹笛川 総合流域防災事業 | 明和町 | H4 | | 継続 | 継続 |
| 15 | 河川事業 | 二級河川 赤羽川 総合流域防災事業 | 紀北町 | S55 | | 継続 | 継続 |

付帯意見あり(6箇所)

(5) 再評価結果を踏まえた今後の取り組み

本年度は、表 - 1 のとおり県事業について 15 事業を三重県公共事業評価審査委員会にご審査をお願いしましたところ、15 事業について「継続」のご答申とともに、多くの貴重なご意見をいただきました。

本県は、委員会からいただいたご意見を踏まえて課題を検討し、それに対する取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更には確かな再評価に努め、更に効率的で効果的な公共事業となるよう課題を短期的、中長期的な視点で捉えつつ、これらの課題解決に取り組んでいきます。

1) 環境森林部の取り組み（再評価）

波留相津線における利用間伐の推進について

[環境森林部]

1 再評価審査対象事業

森林整備事業 1 番 森林管理道 波留相津線

2 委員会意見

平成18年9月19日に開催されました第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業継続が認められました。

ただし、「間伐材の積極的な搬出を含め、林業振興に有効活用されたい。」とのご意見をいただきました。

3 事業の背景

この地区は、国道166号や松阪飯南森林組合の共販所に近く、林業経営の立地条件は良好で、森林所有者の意識が高いので、林道開設により林業の生産性が向上し、林道周辺の森林資源の有効活用が図れると同時に、森林施業を通じて森林の持つ公益的機能の増進が期待できる。また相津地区住民が隣接地区へ行くための唯一の道路である県道が非常に狭く、迂回路整備の要望が強いこともあり、県営林道事業実施要領第6の規定により松阪市（旧飯南町）からの依頼を受け、平成10年度から平成22年度までの事業期間で、県営林道として事業を実施している。

4 再評価対象事業の対応方針

この林道の開設が、林業経営意欲の向上につながり、適正な森林施業を通じて森林の持つ公益的機能の増進が期待できること、また県道に依存する相津地区の迂回路として、住民の安全安心な生活基盤の整備に役立つこと、さらに関連地区住民及び松阪市が事業継続を強く望んでいることから、コスト縮減と環境への配慮に努めながら、早期完成を目指して事業を継続します。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

利用間伐の推進

5 - 2 短期的な課題の解決方針

高性能林業機械と路網を活用した利用間伐の実施体制支援

木材の搬出，造材の生産性向上には、高性能林業機械を活用することが最も有効ですが、前提条件として大型トラックが通行できる林道と、そこまで材を集めるための作業道、作業スペースが必要です。この地区の林業の主要な担い手である松阪飯南森林組合に対し、平成17年度はスイングヤーダ1台の導入に補助を行いました。平成18年度はプロセッサ、フォワーダ各1台の導入に補助を行いました。平成19年度はグラップルクレーンの導入に支援を予定しています。

5 - 3 中長期的な課題とその対応

林業を振興し、成熟しつつある森林資源を有効に活用するためには、主要な担い手である森林組合が中小規模の森林所有者の施業を取りまとめ、集約化を行うことで一定の施業規模を確保し、林道を中心に、作業道、作業路からなる路網と高性能林業機械を利用した列状間伐など、低コスト施業で採算のとれるプランを提案し、持続的な森林施業の確立をしなければなりません。

そのため、松阪飯南森林組合では、平成18年度から20年度まで、新規に創設した原木安定確保パイロット事業に取組み、森林コンサルティング手法の習得や集約化施業のための森林プランの策定と、この地域にあった効率的な森林施業の実施について取り組んでいます。平成18年度は7団地210haの集約化とそのうちの2団地で高性能林業機械による利用間伐を実施しております。新しい施業に積極的に取り組めるように、又その手法が定着し持続可能な森林施業が確立するよう支援いたします。

2) 農水商工部の取り組み（再評価）

ほ場整備事業について

[農水商工部]

1 再評価審査対象事業

ほ場整備事業 2番 櫛田上地区

2 委員会意見

平成18年8月30日に開催されました第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業継続が認められました。

ただし、「事業費の当初計画及び変更計画の対比など増加要因に関する説明が著しく不足していたことから、本事業を事後評価の対象とすることを希望する。」とのご意見を受けました。

3 ほ場整備事業の背景

ほ場整備事業は、農業の生産基盤である耕地の大区画化、用排水路と農道の整備、換地による耕地の集団化を推進することにより、高生産性農業の実現、農業を担う経営体の育成、そして、農業・農村の健全な発展に寄与することを目的に事業を実施するものです。本事業の背景として、農地の区画が不整形で、道路が狭く、水路は用排兼用の土水路等により、不効率な農業を行っている地域において、ほ場条件の整備を図ることで、担い手への農地の利用集積の促進や、営農の省力化に必要な整備を行うことに、地域の要請があります。

また、農産物の安心・安全で安定的な供給や農業の構造改革のためには、担い手への農地の集積や農作業の効率化のための整備を行う必要があります。

4 再評価対象事業の対応方針

上記の事業背景のもと、本事業は平成8年度に事業着手し、その後おおむね11年を経過して継続中の事業です。事業進捗率は94.5%と高く、平成19年度、20年度に附帯工事と換地業務を残すのみとなっており、事業効果発現のため事業を継続します。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

事業実施にあたり、生態系に配慮した調査等は行っておりませんでした。また、事業費の当初計画及び変更計画の対比において増加要因がありました。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

平成13年度に土地改良法が改正され、「環境との調和に配慮しつつ必要な施策を講じること」となったこともあり、平成13年に有識者による三重県農業農村整備事業環境アドバイザー委員会を設立し、指導・助言を受けながら、生態系の調査を実施することとしました。

また、今後の事業におきましては、計画策定段階で行政・農家・地域が十分な話し合いを重ねることにより、地域としての営農の方向や整備の方針、事業完了後の姿を関係者が理解し、それに向かい事業を実施することができるよう、話し合いの場を多く提供していくことで、当初計画及び変更計画の対比など増加要因を少なくするように努めてまいります。

5 - 3 中長期的な課題とその対応

農業用施設は、適正な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図ることができます。しかし、今回のアンケートの中で、「近い将来は農家だけでなく地域全体として、農地や施設の維持管理を考えていかなければならない。」との意見を頂きました。農地やこれら施設は、農業者の生産基盤であるとともに、食料の安定供給、国土保全や自然環境の保全など農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本であります。そのため、今後は農家だけでなく非農家の方々も含めた活動組織により、農地やこれら施設が適正に管理できるような体制を整備するよう推進していきます。

農道事業の対応方針について

[農水商工部]

1 再評価審査対象事業

広域農道整備事業 3番 中勢3期地区

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 4番 上野依那古2期地区

2 委員会意見

平成18年12月22日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会における審議の結果、3番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

平成19年1月18日に開催されました第7回三重県公共事業評価審査委員会における審議の結果、4番については「自然保護への配慮がされていること、事業が相当程度進捗し事業効果の発現を促す必要があることから事業継続を了承する。」とのご答申と併せて次の意見を受けました。

- ・類似の事業については主として農業振興の視点から、事業の推進に努め、また本委員会への説明を期待するものである。

3 農道事業の背景

農村地域では、農地と農業用施設、市場などを効率的に結ぶ道路が十分確保されていません。また、通勤や通学など地域住民の生活に必要な道路の整備も遅れています。

このため、農業機械・農産物輸送車両の大型化、農産物流通圏の拡大など、農業生産の効率化、農産物流通の合理化や、都市に比べて遅れている社会生活環境の改善のため農道の整備を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

事業を継続し、早期供用を目指して整備を進めます。

なお、整備にあたっては、残事業を的確に把握し、コスト縮減や、計画的で効率的な事業執行を着実に実施してまいります。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

農道の整備にあたっては、地域に生息する希少生物への影響は避けられないことから、自然環境に与える影響を最小限に抑える事が必要となります。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

希少な動植物の保全に必要な対策工法を着実に実施するとともに、整備後にも調査を実施し、自然環境への影響を検証します。

5 - 3 中長期的な課題とその対応

農道事業については主として農業振興の視点から、事業の推進に努めることとのご意見を頂きました。

農道事業は、農業機械・農産物輸送車両の大型化、農産物流通圏の拡大など、農業生産の効率化、農産物流通の合理化や、都市に比べて遅れている社会生活環境の改善を目的として整備を進めています。

したがって今後も、農業振興を中心としつつ、農村の社会生活環境の改善も考慮し、農道の整備を進めてまいります。

3) 県土整備部の取り組み（再評価）

道路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 道路事業 5番 一般国道477号四日市湯の山道路
- 6番 主要地方道伊勢松阪線
- 7番 一般国道260号南島バイパス

2 委員会意見

平成18年11月21日に開催されました第5回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、5番、6番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申を頂きました。

また、平成18年12月22日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、7番については、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申を頂きました。

3 道路事業の背景

道路は地域間交流、産業・経済の発展、良好な居住環境の形成及び防災機能の強化など、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、厳しい財政状況の中、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。そこで、平成15年10月に「新道路整備戦略」を策定し、道路事業の重点的・効率的かつ計画的な整備に努めています。

4 再評価対象事業の対応方針

「継続」

残事業を的確に把握しコスト縮減に努め、計画的で効率的な事業執行により、事業効果の早期発現を目指し継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

7番 一般国道260号南島バイパスの審査にて「交通量の予測等の計算及び便益計算の根拠について、妥当と判断できる説明が不足していた。」との意見を頂いたことから、今後の再評価の説明を行う上での課題を、「交通量の予測等の計算及び費用便益計算の根拠に関するわかり易い説明」であると考えました。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

今後、交通量予測や費用便益比の説明においては、「現況交通量と将来交通量」、「他路線からの交通量の転換」、「旅行速度の変化」などにより計算の根拠を具体的に説明するとともに、これに関連した算出過程のわかる「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の計算結果表を添付し、分かり易い説明に努めます。

流域下水道事業の今後の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 8番 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)

9番 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)

2 委員会意見

8番 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)については、平成18年11月21日に開催された第5回三重県公共事業再評価審査委員会における審査の結果、「事業継続を了承する。」と答申されました。

9番 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)については、平成18年8月30日に開催された第2回三重県公共事業再評価審査委員会における審査の結果、「事業継続を了承する。」と答申されました。

ただし、8番については、「全体事業費については、県民の理解が得られるような事業費で取り扱うこととされたい。」とご意見をいただきました。

3 下水道事業の背景

下水道は、豊かな自然と快適な環境を守るために欠かすことのできない社会資本であり、伊勢湾など公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの役割を担っています。

下水道には、市町が単独で処理する単独公共下水道と2以上の市町の区域にわたり県が一体的に整備する流域下水道があります。

北勢沿岸流域下水道(南部処理区)は、対象区域である四日市市、鈴鹿市、亀山市について、中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)は、対象区域である津市(旧津市、旧河芸町、旧安濃町)についての汚水を、県が幹線管渠と処理場を整備して処理する流域下水道事業で整備を進めています。

下水道事業は、下水道法第2条の2の規定により、水質環境基準を達成するよう県が策定した流域別下水道整備総合計画に基づき、個別の下水道計画を策定しており、5～7年の具体的な事業計画について下水道法の事業計画認可を受けて事業を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

「継続」

公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、関連市町と密接に連携を図り、当該流域下水道事業を継続します。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

「全体事業費については、県民の理解が得られるような事業費で取り扱うこととされたい。」とご意見をいただきました。このため、近年の生活様式の多様化や環境意識の高揚、今後の人口減少時代を踏まえ、「社会経済情勢等の変化に適切に対応した下水道整備」を課題として整理しました。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

8番 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）については、伊勢湾の水質保全のために高度処理方式を採用する等環境対策に費用を要するため増額となりました。

今後は、人口減少や生活様式の変化等の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、全体計画や投資計画の見直しを定期的に行い、計画的、効率的な事業の推進を図ります。また、事業費についても、コスト縮減を図り、実績に基づく精度の高い事業費の把握を行います。

5 - 3 中長期的な課題とその対応

三重県の平成17年度末の生活排水処理率は67.9%（全国平均80.9%）と整備が遅れており、伊勢湾等公共用水域の水質保全のためには、生活排水処理施設を早急に整備することが急務の課題となっています。

このため、三重県では、市町と県で策定した「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、下水道、合併浄化槽等それぞれが整備区域等役割を分担して事業を推進しています。

今後は、市町の財政状況や社会経済情勢の変化、地域特性等を勘案し、アクションプログラムの柔軟な見直しを行い、下水道・農業集落排水・漁業集落排水・合併処理浄化槽等の各事業が一層の連携を図るとともに、コスト縮減に努め、生活排水処理施設の整備を推進していきます。

海岸事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 海岸事業 10番 千代崎港海岸
- 11番 長島港海岸
- 12番 木本港海岸

2 委員会意見

平成18年9月19日に開催されました第3回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

3 海岸事業の背景

三重県の海岸は二見町の神前崎を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に大別されます。伊勢湾沿岸は昭和28年の13号台風及び昭和34年の15号台風（伊勢湾台風）により甚大な被害を受けたため、昭和28年から38年にかけて伊勢湾等高潮対策事業等により築造された海岸保全施設が大部分で、老朽化等による防護機能の低下が見られます。熊野灘沿岸は伊勢志摩地域から尾鷲市にかけては複雑なりアス式海岸であり、熊野市以南は直線的で急な海底勾配の海岸となっており、太平洋からの荒波が直接来襲することなどから、海岸線の侵食が生じています。

このように三重県の海岸線は長く複雑な地形を有していることから、海岸整備アクションプログラムを平成14年度に策定し、効率的・効果的な海岸整備に努めており、老朽化した護岸の補強、高潮や侵食に伴い発生する恐れがある越波被害を未然に防止するための離岸堤の設置などの事業を実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

事業効果の早期発揮が求められているため、今後も効率的・効果的な投資に努めるとともにコスト削減を図りながら、事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

近い将来発生が危惧されている東海地震、東南海、南海地震に対して、海岸保全施設の耐震性を確保することが求められています。平成15年度に海岸保全施設の簡易耐震点検を行った結果、耐震性が不足している海岸保全施設が存在し、耐震対策を実施していく必要があることが判明しました。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

効率的・効果的に耐震対策を実施するため、耐震対策の優先度を反映させた海岸整備アクションプログラムの改定を行う予定であり、改定した海岸整備アクションプログラムに基づき、耐震対策を実施していく予定です。

5 - 3 中長期的な課題とその対応

海岸事業は事業規模が大きく、事業期間が長期になります。そのため、当初計画をそのまま継続していく場合、事業効果が適切に反映されない可能性があります。そこで、定期的に事業の効果を検証し、今後の計画にその効果を適切に反映させることで、コスト縮減を図りつつ、早期に事業効果が発揮できるよう事業を推進していくこととします。

相川小戸木橋線街路事業について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

街路事業 13番 都市計画道路相川小戸木橋線

2 委員会意見

平成18年9月19日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会において審査を受けた結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申とあわせて、「ただし、歩道の安全・適正な利用に関する調査を行い、本事業に反映することを希望するものである。」とのご意見をいただきました。

3 街路事業 相川小戸木橋線の背景

都市計画道路相川小戸木橋線は、旧久居市を南北に縦断する幹線道路であり、近鉄久居駅から国道165号のアクセス路線である県道久居停車場津線において歩行者、自転車、自動車の転換がみられ、安全な交通環境が確保できていない状況の緩和等を目的として実施している街路事業です。相川小戸木橋線の整備により県道久居停車場津線のバイパスとして安全・安心な道路交通環境の形成、都市内交通の円滑化が図られ、また、電線類の地中化を行うことで、美しい都市景観の創出、安定したライフラインの実現が図られます。さらに、久居駅から国道165号へのアクセス性が向上することにより、久居駅周辺市街地の活性化が期待されます。

4 再評価対象事業の対応方針

用地・補償契約が100%完了しており、早期の完成・供用に向けて、引き続き事業を継続して実施する方針です。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

再評価審査の結果、事業継続は了承されましたが、歩道の整備について「歩道の安全・適正な利用に関する調査を行い、本事業に反映することを希望する」との意見をいただきました。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

歩道の構造については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(2007年度改正予定)の整備基準を遵守しております。なお、ご意見をいただいた件につきましては、関係者の方々と安全・適正な利用に関する調査及び意見交換を行い、本事業に反映させていただきます。

河川事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 河川事業 14番 二級河川 笹笛川 総合流域防災事業
- 15番 二級河川 赤羽川 総合流域防災事業

2 委員会意見

平成18年10月23日に開催されました第4回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、14番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、平成18年11月21日に開催されました第5回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、15番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

さらに、総括意見として次のご意見をいただきました。

「河川事業について、想定氾濫区域等シミュレーションを行う場合は、マニュアルを踏まえつつ、地域の特性ならびに実情にあわせたものとされたい。」

3 河川事業の背景

三重県が管理する河川の内、整備必要区間に対する河川整備率は平成17年度末で37.1%と全国平均から見ても低く、県民の安全安心を守る観点からも早期の河川整備が望まれております。

そのため、三重県の河川事業では、浸水被害軽減のため、おおむね5年～10年に1度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよう、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げ、河川横断構造物の改築、排水機場の設置などの河川整備を実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

浸水被害が多く早期改修の必要な河川を中心に事業を進めており、今回、再評価の対象となった笹笛川、赤羽川の河川事業についても浸水被害解消のため早期完成を目指して事業を継続していきます。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

三重県公共事業評価審査委員会の質問や意見を踏まえ、費用対効果分析におけるシミュレーションの方法について課題を整理しました。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

現在、河川事業の費用対効果分析は、客観的に各河川を評価するため平成17年4月1日国土交通省河川局より通知された「治水経済調査マニュアル」に基づき行っております。

しかしながら、今年度の再評価審査対象事業において、浸水実績とマニュアルに基づいたシミュレーション結果では一部条件設定の関係から相違がありました。

このため、今後、河川事業の費用対効果分析にあたって想定氾濫区域等シミュレーションを行う場合は、マニュアルを踏まえつつ各河川の地域特性及び実情を十分考慮して行っていく予定です。

5 - 3 中長期的な課題とその対応

三重県の河川整備率は低く、依然として災害発生の危険がある中で、限りある予算を有効かつ、効率的に執行するためには、全体の中で優先度を決めながら整備を行っていく必要があります。

このことから、今年度、策定しました中長期計画「三重県河川整備戦略」に基づき効率的、効果的に河川整備を進めていきます。

公共事業再評価（市町等事業）

2 平成18年度公共事業再評価結果（市町等事業）

- (1) 再評価事業箇所数 12箇所
- (2) 継続事業箇所数 12箇所
- (3) 中止事業箇所数 0箇所
- (4) 平成18年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表-2）

再評価理由： 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 再評価実施後一定期間が経過している事業
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

| 番号 | 事業名 | 箇所名 | 市町名 | 採択年度 | 再評価理由 | 答申 | 対応方針 |
|-----|--------|--------------------------|------|------|-------|----|------|
| 101 | 下水道事業 | 津市関連公共下水道 (志登茂川処理区)汚水 | 津市 | H9 | | 継続 | 継続 |
| 102 | 下水道事業 | 四日市市関連公共下水道 (南部処理区)汚水 | 四日市市 | H1 | | 継続 | 継続 |
| 103 | 下水道事業 | 鈴鹿市関連公共下水道 (南部処理区)汚水 | 鈴鹿市 | S63 | | 継続 | 継続 |
| 104 | 下水道事業 | 亀山市関連公共下水道 (南部処理区)汚水 | 亀山市 | H6 | | 継続 | 継続 |
| 105 | 下水道事業 | 津市都市計画下水道 (栗真町屋) | 津市 | H9 | | 継続 | 継続 |
| 106 | 河川事業 | 準用河川 北長太川 総合流域防災事業 | 鈴鹿市 | H4 | | 継続 | 継続 |
| 107 | 河川事業 | 準用河川 稻生新川 総合流域防災事業 | 鈴鹿市 | H1 | | 継続 | 継続 |
| 108 | 都市公園事業 | 岩田池公園 | 津市 | H4 | | 継続 | 継続 |
| 109 | 都市公園事業 | 中勢グリーンパーク | 津市 | H9 | | 継続 | 継続 |
| 110 | 都市公園事業 | 桑名市総合運動公園 | 桑名市 | H4 | | 継続 | 継続 |
| 111 | 下水道事業 | 津市関連公共下水道 (志登茂川処理区)雨水 | 津市 | H10 | | 継続 | 継続 |
| 112 | 下水道事業 | 四日市市関連公共下水道 (南部処理区)雨水 | 四日市市 | H1 | | 継続 | 継続 |

付帯意見あり(5箇所)

1) 津市の取り組み（再評価）

下水道事業(志登茂川処理区 汚水)の対応方針について

[津市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 101番 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)流域関連公共下水道
津市(汚水)

2 委員会意見

平成18年8月30日に開催されました第2回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご意見をいただきました。

3 下水道事業(志登茂川処理区 汚水)の背景

下水道は、豊かな自然と快適な環境を守るために欠かすことのできない社会資本で、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を担う事業です。

今回の審査対象である志登茂川処理区は、平成9年度に事業認可を受け、現在835.7haの区域を事業化しております。

4 再評価対象事業の対応方針

「継続」

社会経済情勢等の変化に適切な対応をしつつ、公共用水域の水質保全や生活環境の改善等を目的に事業継続していく所存であります。

5 事業への対応方針

5-1 短期的な課題

再評価審査の結果、事業継続は了承されましたが、施設の整備にあたり市財政状況及び自然環境に充分配慮し、下水道事業の目的である公共用水域の水質保全や生活環境の改善を、早期に達成する必要があります。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

施設の整備にあたり、コスト縮減を目的とした工法を積極的に取り入れると共に、リサイクル材等の有効活用を行っていきます。

また、整備地区につきましても、整備効果をふまえつつ、段階的な整備を行っていきます。

栗真町屋都市下水路事業について

[津市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 105番 津都市計画事業 栗真町屋都市下水路

2 委員会意見

平成18年8月30日に開催されました第2回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご意見をいただきました。

3 栗真町屋都市下水路事業の背景

当事業については、津市栗真町屋地区内の国道23号沿いの商業化や田畑が宅地化されてきたことにより雨水流出量が増加し、既設水路が流下能力不足に陥り浸水被害が生じていました。とくに幹線道路である国道23号の交通が途絶されたり、救急病院である三重大学医学部付属病院への進入が出来なかったりと、深刻な状況が生じてきました。このため、当事業を立ち上げ、雨水管及びポンプ場を整備し、浸水被害の解消を図ることを目的としています。

4 再評価対象事業の対応方針

当事業は、平成9年度に事業認可を取得し、平成11年度にポンプ場用地を買収、平成13年度から平成15年度にかけて新規ポンプ場の躯体を建設し、平成16年度より管路の建設に着手しており、平成17年度より新規ポンプ場の一部供用を開始しています。また、浸水防除を目的とした当事業は、重要かつ緊急性を帯びた事業であり、問題なく事業も進んでおり、地元の意向にも即していることから、事業の継続を行い、平成22年度には事業を完了したいと考えています。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

再評価審査の結果、事業継続は了承されましたが、事業実施にあたり当事業の役割及び効果、また、市財政状況を充分勘案し、浸水区域の早期解消を図れるよう事業を進める必要があります。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

当事業は、津市都市マスタープランにも掲げられておりますことから、事業の推進に向けて取り組みます。また、今後とも、コスト縮減を目的とした工法等を取り入れると共に、リサイクル材等の有効活用を行い、事業費の削減を図り、事業の早期完了に向けて努めていきます。

岩田池公園の継続について

[津市]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 108番 岩田池公園

2 委員会意見

平成18年12月22日に開催された第6回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、整備計画内容及び整備後の維持管理については、周辺住民と十分協議し、その運用にあたることを期待する。」とのご意見を頂きました。

3 岩田池公園整備事業の背景

当公園区域には、市街地に残された数少ない自然林があり、市内有数の渡り鳥の飛来地でもあります。

当公園の周辺で宅地開発が進む中、この岩田池周辺の自然環境を保全・保護するとともに、地区住民の健康の増進を図り、より多くの人々が豊かな自然に親しむことができる環境を創り出すことを目的に、野鳥の生態を考慮した自然観察のできる公園として、平成4年度に事業着手いたしました。

4 再評価対象事業の対応方針

当公園は現況の自然環境の保全を目的として事業を実施してまいりましたが、当公園の周辺には宅地開発された住宅地が隣接しており、今後の公園整備にあたっては、自然環境を保全・保護すると共に、十分に活かすことで自然と人との共生を図ることが必要となります。

健全な自然林の保全や緩衝帯の設置を行うと共に、防犯面、安全面について配慮した、あらゆる人が利用できる公園としての整備を行っていくため、本事業を「継続」として実施したいと考えています。

また、整備計画や維持管理につきましては、周辺住民と十分協議し、住民参加の公園づくりを図っていきたいと考えています。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

再評価審査委員会の答申を踏まえ、今後の整備内容及び維持管理につきましては、自然環境の保全・保護を図ると共に、周辺住民と十分協議し、その運用にあたります。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

現在供用している区域につきましては地域住民などへの説明を行っており、一部整備後の維持管理につきましても花壇の花植えなどご協力をいただいておりますが、今後の事業推進につきましても、地域住民への整備内容の説明や協議を行うことにより、地域住民に密着した公園の整備を行い、整備後の維持管理においても住民参画や住民との協働による公園づくりに努めていきます。

中勢グリーンパーク都市公園事業の継続について

[津市]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 109番 中勢グリーンパーク

2 委員会意見

平成18年7月13日に開催されました第1回三重県公共事業評価審査委員会における再評価の結果「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご意見を頂きました。

3 中勢グリーンパーク事業の背景

当公園は津・松阪地域が地方拠点都市に指定され、その業務拠点地区に位置づけられたオフィスアルカディアを核とする中勢北部サイエンスシティ構想のもと、サイエンスシティ内の住民や、広域的な方々のスポーツレクリエーションの拠点として、人々が集い、運動やイベント等が行える広い芝生広場を確保し、周辺の自然環境を生かし、来園者が自然と触れ合うことにより、自然の大切さを学ぶことの出来る公園として事業が計画されました。

4 再評価対象事業の対応方針

平成9年度より事業着手し、平成13年4月に一部供用開始を行いまして、現在の供用面積は6.3haとなっております。平成15年度以降用地買収を先行してまいりまして、本年度に用地買収が完了いたしますことから、引き続き事業を「継続」してまいりたいと思います。また本年度に行いました、利用者のアンケート調査におきましても一定の評価も頂いておりますことから、厳しい財政状況ではございますが事業の早期完成に向け、施設整備を行いたいと考えております。

5 事業への対応方針

5-1 短期的な課題

公園内に日陰が少ない。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

1期の整備範囲を遊具ゾーンまでと設定しており、当該ゾーンには全体的に植栽をおこなう計画をしておりましたが、出来る限り有効面積の確保と、開放的な空間を創出するように、1期事業では園路沿いに限り植樹を行いましたので、結果として日陰の少ない現状となっております。アンケートの結果からもこの部分への指摘が最も多く、休憩施設や木陰の増設要望も沢山頂いておりますことから、2期工事の芝生広場の整備に伴い現在の供用区域内の広場へ、木陰等を増やしていきたいと考えております。

下水道事業(志登茂川処理区 雨水)の対応方針について

[津市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 111番 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)流域関連公共下水道
津市(雨水)

2 委員会意見

平成18年11月21日に開催されました第5回三重県公共事業再評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する。ただし、開発地区内での雨水対策は不可欠なものである。今後、開発事業については、適切に計上されたい。」とのご意見をいただきました。

3 下水道事業(志登茂川処理区 雨水)の背景

この処理区は、干潮河川を含む志登茂川、安濃川、田中川の下流部に既成市街地が広がる地勢となっており、降雨時に満潮が重なると度々、浸水被害を受けてきた市街地を、公共下水道事業と都市下水路事業にて浸水防除に努めてまいりました。

サイエンス排水区と致しましては、地方拠点法に基づき、開発中の新市街地、中勢北部サイエンスシティの造成工事と一体化を図り、新市街地開発事業関連公共下水道事業の位置付けを受けて整備を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

「継続」

社会経済情勢等の変化に適切な対応をしつつ、浸水被害から市民の生命、財産を守るために事業を継続していく所存であります。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

三重県公共事業評価審査委員会のご意見を踏まえ下水道事業（志登茂川 雨水）における課題を整理したところ、既成市街地における浸水被害解消を目的とする下水道事業と新たな開発事業における浸水被害防除を目的とする下水道事業のすみ分けを明確にして整備効果が出るようにメリハリをつけた整備が求められています。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

下水道事業の中では、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業や一般の宅地造成事業等により新たに開発される市街地、かつ、開発面積が概ね16ha以上で、下水道が概ね未整備である地区を新市街地として取扱い、これにあてはまらないものは、既成市街地として取扱いをしています。

既成市街地における下水道事業（雨水）につきましては、市民の生命、財産を守り、安心ある街づくりのために、浸水被害解消を目的として、財政的にも有利な方法を検討しながら引き続き事業に取り組んで参りたいと考えています。

新市街地等の開発事業による下水道事業につきましては、開発事業者が官民間わず、基本的には事業者において整備を進めて参りますが、本市主体の開発事業で、下水道事業国庫補助金の採択要件に該当する事業につきましては、市財政軽減を図るために、補助金の採択を受け、開発地区内の浸水防除はもとより下流地区の既成市街地を守るため、引き続き事業に取り組んで参りたいと考えています。

2) 四日市市の取り組み（再評価）

流域関連公共下水道 四日市市(汚水)の継続について

[四日市市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 102番 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)流域関連公共下水道
四日市市(汚水)

2 委員会意見

平成18年8月30日に開催された平成18年度第2回三重県公共事業評価審査委員会における再評価の結果、事業継続を了承されました。

3 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)流域関連公共下水道事業(汚水)の背景

本事業は、三重県が実施する北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の関連公共下水道(汚水事業)として、四日市市の南部地域における生活環境の改善や公共用水域の水質保全など、生活に密着した公共事業として整備促進を図り、普及拡大が着実に進んでいます。

4 再評価対象事業の対応方針

本事業は、上位計画である「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」と整合を図り、平成元年度に事業着手し、全体計画面積725.3haに対し平成17年度末の整備面積は263.6ha、整備率は36.34%となっています。

事業進捗の支障となるような変化は無く、事業は順調に進行しており、また、事業に対する住民の理解や協力も得られているとともにニーズも高まっていることから、本事業を継続して実施していく所存です。

5 事業への対応方針

5-1 短期的な課題

本事業は、三重県公共事業評価審査委員会で事業継続の了承を得ましたが、下水道事業は期間が長期に渡ることで、事業費の縮減を図ることが課題となっています。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

アクションプログラムの活用により事業効率に配慮し、コスト縮減を積極的に実施することにより、本事業を効率的・効果的に推進してまいります。

流域関連公共下水道 四日市市(雨水)の継続について

[四日市市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 112番 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)流域関連公共下水道
四日市市(雨水)

2 委員会意見

平成18年8月30日に開催された平成18年度第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業継続を了承されました。なお、「本事業は長期にわたるため、定期的に事業効果の検証を行い、必要ならば今後の事業に反映するよう希望するものである。」との意見を受けました。

3 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)流域関連公共下水道事業(雨水)の背景

本事業は、三重県が実施する北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の関連公共下水道(雨水事業)として、四日市市の南部地域における市街地を対象として浸水の防除を図り、市民の生命・財産、安全・安心な暮らしを守るため、その基盤となるポンプ場整備及び水路整備を着実に進めているものです。

4 再評価対象事業の対応方針

本事業は、平成元年度に事業着手し、全体計画ポンプ場5場・全体計画ポンプ能力4,125m³/分・全体計画排水区域面積462.3haに対し平成17年度末までにポンプ場3場・ポンプ能力840m³/分・排水区域整備面積14.6haとなっています。

事業進捗の支障となるような変化は無く、事業は順調に進行しており、事業に対する住民の理解や協力も得られています。特に、平成17年2月に編入合併した楠地区では、地元の浸水対策要望が非常に高く、合併による事業の促進効果が期待されています。

以上のようなことから、本事業を継続して実施していく所存です。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

本事業は長期に渡るため、定期的に事業効果の検証を行うこと、また、その結果を今後の事業に反映していくことが課題となっています。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

概ね5～7年ごとに行う事業計画変更認可取得に際しては、事業計画について吟味するとともに、財政計画についても検討しています。その際に事業効果の検証を行い、事業に反映していきたいと考えています。

3) 鈴鹿市の取り組み（再評価）

鈴鹿市の公共下水道事業の継続について

[鈴鹿市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 103番 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）流域関連公共下水道
鈴鹿市（汚水）

2 委員会意見

平成18年8月30日に開催されました第2回三重県公共事業評価委員会における再評価審査の結果、「事業継続を了承する」との答申を受けました。

3 下水道事業の背景

鈴鹿市の下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に上位計画であります北勢沿岸流域下水道（南部処理区）に属し、流域関連公共下水道として市街化区域及び将来市街化が予想される区域の整備を行うものです。

また、下水道法第2条の2の規定により、伊勢湾等公共用水域の水質環境基準を達成するよう県が策定した流域別下水道総合計画にもとづき、下水道法の事業認可を受けて事業を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

本市は、公共用水域の水質保全改善と生活環境の改善のため、昭和63年度より工事を実施しており、現在早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意努力をしているところです。

当下水道は、事業着手以来1,383haを整備し、事業進捗率は29.4%となっています。

また、住民の二 - ズも高いことから流域下水道の進捗に合わせ、早期完成に向け、費用対効果の高い区域を中心に事業を継続して実施していく所存です。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

本事業は、三重県公共事業評価審査委員会の意見として、特に問題点として付することはなく、事業継続の了承を得ました。しかしながら、事業が長期にわたること、多大な費用がかかることが課題となっています。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

下水道事業は、長期的な事業になることより、常に全体計画及び全体事業費を的確に把握するとともに、コスト縮減や代替案の可能性に配慮し、最新技術の動向の把握や知見の収集に努め、事業の早期完成を目指すこととします。

河川改修事業について

[鈴鹿市]

1 再評価審査対象事業

河川事業 106番 準用河川 北長太川 総合流域防災事業
107番 準用河川 稻生新川 総合流域防災事業

2 委員会意見

【委員会名】 平成18年度 第6回 三重県公共事業評価審査委員会

【開催年月日】平成18年12月22日

【意見内容】

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。とのご答申とあわせて106番については、「防潮樋門については、適切な運用に努められたい。」また、107番「下流堀切川において近鉄橋梁への影響が懸念されることから、適切な措置を講じたい。」とのご意見をいただきました。

3 河川事業の背景

北長太川流域は鈴鹿市東部穀倉地帯で農業基盤整備が進み、その結果、下流部の沿川住居及び農地で度々浸水の被害が発生しています。そのため、鈴鹿市では概ね5年に1度の降雨により発生する洪水を安全に流下させるように、河道拡幅、河床掘削、河川横断構造物の整備を実施しております。

稻生新川は、鈴鹿市の南部に位置する河川であり、上流部には、鈴鹿サーキットがあり、将来住居地域、工業地域として計画されている地域であって、現在、河積不足のため、住居及び農地で度々浸水の被害を受けております。このような状況に鑑み、下流から流下能力の向上を図るため、平成元年から河川改修事業が施工されています。

4 再評価対象事業の対応方針

「継続」

浸水被害が多く早期改修の必要な河川を中心に事業を進めており、今回、再評価の対象となった北長太川、稻生新川の河川事業についても、治水安全度の向上を図る為、早期完成を目指して事業を継続していく方針です。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

三重県公共事業評価審査委員会のご意見を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

北長太川河川改修事業の防潮樋門の運用について

稲生新川河川改修事業の下流掘切川において近鉄橋梁への影響が懸念されることから、適切な措置について

5 - 2 短期的な課題の解決方針

防潮樋門の運用について

北長太川防潮樋門の運用につきましては、施設（マイターゲート）が、正常に機能すれば、特に人為的な操作は不要ですが、マイターゲートが故障したり、異物がはさまったりした時には、ローラゲートを閉めるなどの操作が必要となります。

現在、地元より選任していただいた管理人及び市の担当職員を配置することで、不足の事態に対する体制を整えております。

しかしながら、今回の委員会でのご指摘を受けまして、管理人および市担当職員が不在の場合など、あらゆる事態を今一度洗い出し、地元自治会や管理人とも協議して、これらの事態に対応できるよう早急に検討してまいります。

稲生新川河川改修事業の下流掘切川において近鉄橋梁への影響が懸念されることから、適切な措置について

下流掘切川における近鉄橋梁への影響がないように、今後におきましても、関係部局と調整を図り、出来る限り流域内における流出抑制に努めてまいります。

5 - 3 中長期的な課題とその対応

鈴鹿市の河川改修事業は、その事業目的を達成する観点から緊急な箇所を優先に計画しますが、事業を計画する場合、当該事業を必要とする箇所を把握する中から全体構想を構築することが重要と考えております。このため、今後、公共事業間の連携に努め可能な限り全体構想を図って、治水対策を努めていく所存です。

4) 亀山市の取り組み（再評価）

亀山市の公共下水道事業の継続について

[亀山市]

1 再評価審査対象事業

下水道事業 104番 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）流域関連公共下水道
亀山市（汚水）

2 委員会意見

平成18年8月30日に開催されました第2回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申を受けました。

3 下水道事業の背景

亀山市下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のために、北勢沿岸流域下水道（南部処理区）に属し、流域関連公共下水道として市街化区域及び将来市街化が予想される区域の整備を行うものであります。

現行の下水道法が昭和34年に施行されて以来、下水道の果たすべき役割は公衆衛生の向上・生活環境の改善のみならず河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全にまで拡大するとともに、大都市のみならず中小の市町村においても下水道整備を行うところが急増しています。

4 再評価対象事業の対応方針

本市では、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため下水道事業を平成6年度から実施してきており、現在、整備目標である1,885haの早期完成に向け、コスト縮減に努めつつ鋭意整備中でございます。

当下水道は、事業着手以来おおむね13年を経過して、418.0haを整備し、事業進捗率は22.2%でございます。公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため早急な整備が求められています。

今後も完成に向け、当事業を継続して実施していく所存でございます。

5 事業への対応方針

5 - 1 短期的な課題

下水道事業は、多額の費用と整備が長期にわたり大きな財政負担を必要とする事業でございます。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

さらなるコスト縮減に努め、上位事業である北勢沿岸流域下水道と事業調整を図りながら計画的に整備を推進し、普及率の向上によりまして公共用水域の水質保全と生活環境の改善の向上につとめていく方針でございます。

5) 桑名市の取り組み（再評価）

桑名市総合運動公園の継続について

[桑名市]

1 再評価審査対象事業

都市公園事業 110番 桑名市総合運動公園事業

2 委員会意見

平成18年7月13日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会で再評価の結果「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご意見を受けた。

3 桑名市総合運動公園事業の背景

市民の運動・レクリエーションに対する要望や、隣接する大規模ニュータウンの住民の日常的な利用に対応しつつ、子供から高齢者まで幅広い方々が利用できる生涯スポーツの場として緑豊かな自然環境を活かした公園の整備を行うものである。

当総合運動公園は平成4年度に事業認可を受け、28haの区域を事業化しており、テニスコート・デイキャンプ場・多目的運動広場・グラウンドゴルフ場など現在12.4haを供用開始している。

4 再評価対象事業の対応方針

桑名市は、平成16年12月に桑名市・多度町・長島町の1市2町の合併に伴い、新市全域として運動施設の整備状況を整理したところ、当総合運動公園で整備計画のあった野球場は、近接する多度地区のアイリスパークに整備されていた。このため、施設整備計画を見直し、市民のニーズや地域のスポーツの動向などを勘案し野球場から専用サッカー場へ計画を変更した。今後は、専用サッカー場に引き続き、体育館・プールも整備する予定であり、「緑の中のスポーツレクリエーション」をコンセプトとして、緑豊かな自然環境を活かし、子供から高齢者まで、またアスリートから一般の方まで幅広い方々のライフスタイルに応じた生涯スポーツ実践の場として多様な利用ができる公園づくりを目指し、本事業を実施できる限り早い時期に公園全部を供用開始したいと考えている。

5 事業への対応方針

再評価の結果、事業継続は了承されましたが、委員会からいただいたご意見を踏まえ改めて整理した桑名市総合運動公園事業への対応方針については、以下に記述しました。

5 - 1 短期的な課題

事業実施にあたっては、「防犯面・安全面の配慮」「すべての人の利用への対応」「緩衝緑地帯の設置」「住民参画・協働」「自然環境の保全」の5点を配慮し整備を行っていく。

5 - 2 短期的な課題の解決方針

「防犯面・安全面の配慮」については、樹木の本数を減らした疎林広場を整備することにより、見通しを確保しつつ周辺の自然環境との調和を図っていきます。

「すべての人の利用への対応」については、緑豊かな自然環境のなかでウォーキングが可能なルートを検討し、年齢や体力に応じて選択性のあるルートを整備していく。

「緩衝緑地帯の設置」については、公園外周の植栽帯・疎林広場により緩衝帯としての機能を確保する。

「住民参画・協働」については、市が進めておりますアダプトプログラムによる日常維持管理への住民の参加や疎林広場に記念植樹ゾーンを設置し、公園整備における住民参加・協働意識の向上を進めていく。

「自然環境の保全」については、現況樹林地内を活用して市民の健康維持・増進に寄与するウォーキングルートを整備していく。

また、事業実施にあたっては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル」に基づき整備を行っていく。

5 - 3 中長期的な課題とその対応

中長期的な課題として、全域的な防災拠点としての対応が考えられます。桑名市地域防災計画の基本計画に基づき、震災に強いまちづくりとして、災害時の指定避難場所とし、また、防災拠点として桑名市総合運動公園の位置付けを行なっていくとともに、地域住民と連携し防災施設の充実を行なっていきたい。

公共事業事後評価（県事業）

3 平成18年度公共事業事後評価結果（県事業）

公共事業の事後評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事後評価結果を今後実施する事業の計画、又は、実施中の事業に反映させる内容について、委員会のご意見を最大限尊重しながら県の事業方針を表-3のとおり決定しました。

(1) 平成18年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表(表-3)

事後評価理由: 事業完了後おおむね5年が経過した事業

| 番号 | 事業名 | 箇所名 | 市町村名 | 採択年度 | 完了年度 | 答申 | 事業方針 |
|-----|----------|----------|---------|------|------|----|-----------------------|
| 501 | ほ場整備事業 | 榊原地区 | 津市 | H3 | H12 | 了承 | 各 部 の 取 り 組 み の と お り |
| 502 | 一般農道整備事業 | 朝明川左岸地区 | 四日市、菟野町 | S62 | H12 | 了承 | |
| 503 | 街路事業 | 桑名員弁線 | 桑名市 | H2 | H12 | 了承 | |
| 504 | 公営住宅整備事業 | エスペラント末広 | 松阪市 | H9 | H12 | 了承 | |

付帯意見あり(1箇所)

(2) 事後評価結果を踏まえた今後の取り組み

本県は、県民の公共事業に対する多様な価値観や近年の急激な社会経済情勢の変化等に対して、新たな時代のニーズを捉えつつ公共事業を計画し、実施して行くことが重要と考え、平成15年度から公共事業事後評価を実施し、その結果から得られた課題への対応策を検討するとともに、それを今後実施する事業等へ反映させていくこととしています。

本年度は、表-3の4事業について公共事業事後評価を実施し、三重県公共事業評価審査委員会にご審査をいただきました。その結果、「了承」とのご答申とあわせて貴重なご意見をいただきました。

本県は、このご意見を踏まえて課題を検討し、それに対する具体的な取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更には的確な事後評価に努め、今後実施する公共事業の計画等に反映させつつ、本県の公共事業が一層効率的効果的となるよう取り組んでいきます。

1) 農水商工部の取り組み（事後評価）

ほ場整備事業について

[農水商工部]

1 事後評価審査対象事業

ほ場整備事業 501番 榊原地区

2 委員会意見

平成18年12月22日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会において審査を受けた結果、「事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する」との答申をいただきました。

3 ほ場整備事業の背景

ほ場整備事業は、農業の生産基盤である耕地の大区画化、用排水路と農道の整備、換地による耕地の集団化を推進することにより、高生産性農業の実現、農業を担う経営体の育成、そして、農業・農村の健全な発展に寄与することを目的に事業を実施するものです。本事業の背景として、農地の区画が不整形で、道路が狭く、水路は用排兼用の土水路等により、不効率的な農業を行っている地域において、ほ場条件の整備を図ることで、担い手への農地の利用集積の促進や、営農の省力化に必要な整備を行うことに、地域の要請があります。

また、農産物の安心・安全で安定的な供給や農業の構造改革のためには、担い手への農地の集積や農作業の効率化のための整備を行う必要があります。

4 事業への対応方針

4-1 短期的な課題

営農組合等の経営体へ、さらに農地を集積すること。

獣害が年々増加していること。

農業用施設の維持管理が農家のみでは、困難な状況になってきていること。

4 - 2 短期的な課題の解決方針

営農組合等の経営体に農地を集積させるには、経営体の経営状況を安定させることが重要であることから、経理の一元化や借入金可能な法人化を進めるよう、指導・助言を行います。

獣害対策については、地域で一体的な対策を検討する必要があるため、集落で話し合いを進めていただくよう、指導・助言を行います。

農業用施設の維持管理については、農家を中心として、非農家も含めた対応を行い、さらに農村環境を向上させるよう、指導・助言を行います。

4 - 3 中長期的な課題とその対応

農業用施設は、適正な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図ることができます。しかし、今回のアンケートの中で「農家の働き手の減少により、近い将来は農家だけでなく地域全体として、農地や施設の維持管理を考えていかなければならない。」との意見を頂きました。

農地やこれら施設は、農業者の生産基盤であるとともに、食料の安定供給、国土保全や自然環境の保全など農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本であります。

そのため、今後は農家だけでなく非農家の方々も含めた活動組織により、農地やこれら施設が適正に管理できるような体制を整備するよう推進していきます。

農道整備事業について

[農水商工部]

1 事後評価審査対象事業

一般農道整備事業 502番 朝明川左岸地区

2 委員会意見

平成18年12月22日に開催されました第6回三重県公共事業評価審査委員会における審議の結果、「事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する」とのご答申をいただきました。

3 農道整備事業の背景

農村地域では、農地と農業用施設、市場などを効率的に結ぶ道路が十分確保されていません。

また、通勤や通学など地域住民の生活に必要な道路の整備も遅れています。

このため、農業機械・農産物輸送車両の大型化、農産物流通圏の拡大など、農業生産の効率化、農産物流通の合理化や、都市に比べて遅れている社会生活環境の改善のため農道の整備を進めています。

4 事業への対応方針

4-1 短期的な課題

本地区は、事業の完成まで、昭和62年から平成12年の14年の期間を要しており、工期が長期化しています。

また、本路線において、商工業用大型車両の運搬経路としての利用が増大し、計画交通量を上回る車両が走行しているため、早期に路面の補修が必要な状況が想定されます。

4-2 短期的な課題の解決方針

本農道は、市町が管理していることから、適切に維持・管理されるよう支援してまいります。

4 - 3 中長期的な課題とその対応

工期の長期化については、平成13年度より、コスト意識を持ち短期間で事業を実施する等の時間管理の徹底を通じて、事業の効率性・透明性を図ることから、標準工期を設定し事業を進めており、事業効果の早期発現を図ります。

また、計画交通量の算定にあたっては、生活道路としての利用が増えているため、地域の道路網や生活道路としての利用形態を考慮して、客観的な分析を行うことが必要となることから、地域の状況を十分調査したうえで、分析手法の妥当性を総合的に検討し、信頼性の高い計画交通量の算定を行います。

2) 県土整備部の取り組み(事後評価)

桑名員弁線街路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

街路事業 503番 都市計画道路桑名員弁線

2 委員会意見

平成18年12月22日に開催された第6回三重県公共事業評価審査委員会において審査を受けた結果、「事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する」との答申をいただきました。

3 事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的として、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

桑名員弁線は、桑名市内の国道1号を起点とし、いなべ市に至る延長約12kmの都市計画道路で、昭和54年に都市計画決定されています。

桑名員弁線街路事業は、このうち国道1号から国道258号までの延長約1.9kmの区間について、昭和60年度より4車線のバイパス道路として整備を進め、平成12年度に完成供用しました。

当道路は、近鉄名古屋線、JR関西本線及び近鉄養老線とそれぞれ立体交差し、国道1号、258号とあわせて桑名市既成市街地内の外郭幹線道路ネットワークを形成するとともに、桑名市西部の大規模住宅団地やいなべ市と桑名市内既成市街地とのアクセス強化を図り、また、沿道における宅地開発や商業振興などにも大きく寄与しています。

4 事業への対応方針

4-1 短期的な課題

当街路事業に対する評価の一環として、沿道住民及び道路利用者の方々に対しアンケート調査を実施したところ、総合評価として8割を超える方から「満足している」とのお答えをいただきました。しかし一方で、国道1号との交差点付近における渋滞緩和を求めらるご意見

も多くいただきました。

これは、桑名員弁線から国道1号への右折車両が多数あるものの、右折専用車線が設置されていないために、車両が滞留・渋滞していることが要因と思われ、その緩和が課題であると考えています。

4 - 2 短期的な課題の解決方針

当交差点については、現在の「直進・右折併用車線」を「直進車線」と「右折車線」に分離し、既存の「左折車線」と合わせた3車線とすることで方向別に交通を分離させ、右折車両がスムーズに交差点を通過することができるよう、区画線処理等の対策を平成18年度内に実施する予定です。

4 - 3 中長期的な課題とその対応

街路事業は、都市内において実施する道路の改築事業であり、市民生活や経済活動等に伴う交通の円滑化を図るのみではなく、沿道の市街化を誘導する等の機能を併せ持つなど、都市の基盤として「まちづくり」に大きく寄与する重要な役割を担っています。

このため、今後も引き続き、街路事業のこれら多岐にわたる事業効果等を考慮しつつ、事業箇所の重要性、緊急性を勘案しながら、「新道路整備戦略」に沿って計画的な整備を推進していきます。

公営住宅整備事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

公営住宅整備事業 504番 県営住宅エスペラント未広

2 委員会意見

平成18年12月22日に開催された第6回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、県の事後評価の妥当性を認められたことから課題に対する対応方針の了承を得ました。

ただし、「高齢社会を見据えて、ユニバーサルデザインの視点を加味した事後評価を行い、今後の計画に反映されたい。」「構造計算書の再確認を早急を実施されたい。」の2点についてご意見をいただきました。

3 公営住宅整備事業の背景

公営住宅整備事業は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住居を供給することを目的に実施しており、当事業により整備された公営住宅は、「住まいのセーフティーネット機能（民間において住居を確保できない人達への住居提供機能）」としての役割を果たしています。

なお今回のエスペラント未広については 耐震性能不足、 建築設備の経年劣化、 建物の老朽化による周辺地域環境への悪影響、の理由により入居者の生命と財産の保護、及び住環境の改善と向上を図り、地域景観の改善にも寄与することを目的として建替を図る必要がありました。

4 事業への対応方針

4 - 1 短期的な課題

ユニバーサルデザインの視点を今後の設計に反映させ評価を行うこと。
構造計算書に瑕疵がないか再確認が必要。

4 - 2 短期的な課題の解決方針

・課題 について

当該建築物では、公営住宅整備基準に基づき床段差解消や、風呂、便所内の手摺りの設置などの、ユニバーサルデザインを設計にとりいれ整備しております。また住民アンケートの結果でも、好評をいただいております。今後もユニバーサルデザインを活用した住宅整備事業を推進していきます。

・課題 について

県が建設する建築物の設計は、総務部営繕室が民間設計事務所へ業務委託しており、委託業務監督を行う中で、構造方針の検討および計算書の確認を行っています。当該建築物については、さらに発注元である県土整備部住宅室が、当時二重チェックを行っておりますが、加えて現在、県土整備部建築開発室構造審査高度化担当にて構造計算書の再確認をすすめております。

4 - 3 中長期的な課題とその対応

今後、少子高齢化及び情報化の進展、環境資源問題、災害の防止などに対応していく必要性があることから、引き続き、公営住宅整備の既設県営住宅の改善を行っていくことにより、既存ストックの有効活用を図り、時代の要請に応じた住宅ストックを形成してまいります。

資 料 編

< 目 次 >

| | |
|-----------------------------|----|
| 平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業) | 1 |
| 平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町事業) | 16 |
| 平成18年度三重県公共事業事後評価箇所一覧表(県事業) | 28 |
| 三重県公共事業評価審査委員会審査状況 | 32 |

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|--------|----|------------|-----|--------|--|------------|--------|-------|---|---|--|--|------|---|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | |
| 森林整備事業 | 1 | 森林管理道波留相津線 | 松阪市 | | 【全体事業概要】 全体計画 計画延長：5,838m 幅員4.0m 利用区域面積：203ha 【事業目的】 ・森林資源の有効活用 ・森林施業の促進による公益的機能の発揮 ・県道飯南三瀬谷停車場線の迂回路 | H10 | 1,391 | 58.1% | 【全体計画】 近年の社会経済状況等や周辺環境の変化にあわせ、平成15、18年度に全体計画の見直しを行っている。 【費用対効果分析】 B / C = 1.08 【コスト縮減】 「三重県公共工事コスト縮減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト縮減に努めたい。 (具体的事例) ・路肩の縮減 ・補強土壁工法の採用により中心線を外側へずらし、切土法面を短くし、土工量及び法面保護工の削減 ・地形に沿った波形線形の採用 | 【費用対便益分析結果】 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 【コスト縮減】 「三重県公共工事コスト縮減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト縮減に努めたい。 (具体的事例) ・路肩の縮減 ・補強土壁工法の採用により中心線を外側へずらし、切土法面を短くし、土工量及び法面保護工の削減 ・地形に沿った波形線形の採用 | コスト縮減に努め、間伐材の使用など森林資源を有効に活用しながら、法面工等には在来種を使う努力をするなど環境への配慮をしながら事業を進めたい。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、間伐材の積極的な搬出を含め、林業振興に有効活用されたい。 | 継続 | この地区の林業の主要な担い手である松阪飯南森林組合に対し、平成17年度はスイングヤード1台の導入に補助を行いました。平成18年度はプロセッサ、フォワーダ各1台の導入に補助を行いました。平成19年度はグラブブルクレーンの導入に支援を予定しています。 林業を振興し、成熟しつつある森林資源を有効に活用するためには、主要な担い手である森林組合が中小規模の森林所有者の施業を取りまとめ、集約化を行うことで一定の施業規模を確保し、林道を中心に、作業道、作業路からなる路網と高性能林業機械を利用した列状間伐など、低コスト施業で採算のとれるプランを提案し、持続的な森林施業の確立をしなければなりません。 そのため、松阪飯南森林組合では、平成18年度から20年度まで、新規に創設した原木安定確保パイロット事業に取組み、森林コンサルティング手法の習得や集約化施業のための森林プランの策定と、この地域にあった効率的な森林施業の実施について取り組んでいます。平成18年度は7団地210haの集約化とそのうちの2団地で高性能林業機械による利用間伐を実施しております。新しい施業に積極的に取り組めるように、又その手法が定着し持続可能な森林施業が確立するよう支援いたします。 |
| | | | | | | H22 | - | - | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|-------------------------|----|-------|-----|--------|------------|--------|-------|---|---|-----------------------------------|-------------------------|---|--|--------|
| | | | | | | 総事業費 | | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| ほ場整備事業 (経営体育成基盤整備事業) | 2 | 榑田上地区 | 松阪市 | | H8 | 2,700 | 94.5% | [区画整理] H17年度末 : 96.2 ha H18年度以降: 4.0 ha | [社会情勢の変化] 近年の社会経済状況等や周辺環境の変化にあわせ、平成11年度に食料・農業・農村基本法が制定されました。三重県では三重県環境調整システム推進要綱を平成13年度に改定し、自然的条件を把握し、環境への配慮を検討することとなりました。これを受け、当地区において、生態系現地調査を実施したところ、多くの希少生物が確認されました。そのため、この地域の自然環境保全を目的に生態系保全工法を取り入れた工事の実施、工事区域の分割施工による生態系への影響の軽減を行いました。 | [費用対効果分析] B / C = 1.17 | 平成19,20年度は換地業務を残すところです。 | 事業進捗率が94.5%と高いこともあり、事業継続を了承する。ただし、事業費の当初計画及び変更計画の対比など増加要因に関する説明が著しく不足していたことから、本事業を事後評価の対象とすることを希望するものである。 | 今後の事業におきましては、計画策定段階で行政・農家・地域が十分な話し合いを重ねることにより、地域としての営農の方向や整備の方針、事業完了後の姿を関係者が理解し、それに向かい事業を実施することができるよう、話し合いの場を多く提供していくことで、当初計画及び変更計画の対比など増加要因を少なくするように努めてまいります。農地や農業用施設は、農業者の生産基盤であるとともに、食料の安定供給、国土保全や自然環境の保全など農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本であります。そのため、今後は農家だけでなく非農家の方々も含めた活動組織により、農地やこれら施設が適正に管理できるような体制を整備するよう推進していきます。 | |
| | | | | | | | | | | | | | | H20 |
| | | | | | | | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討 等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|----------|----|--------|--------|--------|---|------------|--------|-------|--------------|--|--|--|------------------------------|---|--------|
| | | | | | | | 事業進捗内容 | | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | | | | | |
| 広域農道整備事業 | 3 | 中勢3期地区 | 津市・松阪市 | | [全体事業概要] 道路工 L=5,911m | H7 | 4,263 | 55.8% | 道路工 L=4,197m | 平成18年度現在、全体事業費4,060百万円(1,190百万円減)となっています。県道白山小津線の整備が進み、一志嬉野工区と並行し、一志町波瀬地内を迂回する波瀬バイパスが平成17年9月に供用が開始され、流通輸送面において有効に利用されていることから、本事業の一志嬉野工区L=5.3kmを見直しました。 | 事業費の減や、割引率が5.5%から4%に変わったことから、平成7年度事業採択時の費用対効果分析結果は、1.09でしたが、現時点では2.73となりました。他の公共事業からの残土流用、再生材を利用した舗装の実施や伐採木や根株を法面緑化材として利用するなど、さらなるコストの縮減に努めます。 | 白山工区において、用地買収が遅れていましたが、ほぼ内諾が得られており、19年度から整備に着手し、平成21年度の事業完了を目指します。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 希少な動植物の保全に必要な対策工法を着実に実施するとともに、整備後にも調査を実施し、自然環境への影響を検証します。農道事業は、農業機械・農産物輸送車両の大型化、農産物流通圏の拡大など、農業生産の効率化、農産物流通の合理化や、都市に比べて遅れている社会生活環境の改善を目的として整備を進めています。したがって今後も、農村振興を中心としつつ、農村の社会生活環境の改善も考慮し、農道の整備を進めてまいります。 | |
| | | | | | [事業目的] 中勢広域営農団地整備計画に基づき、近代化施設の整備計画と合わせて、生産から流通までの課程を有機的に結ぶ農道L=26.7kmを整備し、流通・輸送面での生産コストを低減するなど地域農業の安定と活性化を図ります。 | | | | | | | | | | H21 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|---------------------|----|-----------|-----|--------|--|------------|--------|-------|------------|--|---|---|---|------|--|
| | | | | | | | 総事業費 | | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | 進捗率 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | うち用地費 | | | | | | | |
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 4 | 上野依那古2期地区 | 伊賀市 | | <p>【全体事業概要】 道路工 L=2,390m</p> <p>【事業目的】 当地区は、伊賀米の産地として付加価値の高い農業が営まれています。農業経営の安定化と併せて農村環境の改善を図るため、農道の整備するものです。</p> | H6 | 899 | 35.5% | 道路工 L=297m | <p>平成18年度現在、全体事業費856百万円となっており、当初計画時点より280百万円の増となっています。</p> <p>事業費変更の内容は、環境調査費の増や路線変更に伴う用地買収費や法面保護工事費の増によるものです。</p> <p>また、平成9年度に上野新都市がオープンし、当道路はそのアクセス道路としても利用され早期完成が望まれています。</p> | <p>事業費の増はあるものの、割引率が5.5%から4%に変わったこともあり、平成6年度事業採択時の費用対効果分析結果は、1.31でしたが、現時点では1.50となりました。</p> <p>また、農家のアンケートや農業を考える会の議論結果を踏まえ、将来的な営農もとに効果を算定しました。</p> <p>他の公共事業からの残土流用、再生材を利用した舗装の実施や伐採木や根株を法面緑化材として利用するなど、コストの縮減に努めます。</p> | <p>新しいルート案は、当初より地域住民が要望していたルート案を、徹底した環境調査と対応により、自然環境に対応した農道計画としたものです。</p> <p>このため、早期完成が強く望まれており、平成22年度には完了する予定です。</p> | <p>自然保護への配慮がされていること、事業が相当程度進捗し事業効果の発現を促す必要があることから事業継続を了承する。ただし、類似の事業については主として農業振興の視点から、事業の推進に努め、また本委員会への説明を期待するものである。</p> | 継続 | <p>希少な動植物の保全に必要な対策工法を着実に実施するとともに、整備後にも調査を実施し、自然環境への影響を検証します。</p> <p>農道事業は、農業機械・農産物輸送車両の大型化、農産物流通圏の拡大など、農業生産の効率化、農産物流通の合理化や、都市に比べて遅れている社会生活環境の改善を目的として整備を進めています。</p> <p>したがって今後も、農村振興を中心としつつ、農村の社会生活環境の改善も考慮し、農道の整備を進めてまいります。</p> |
| | | | | | | | 856 | 35.5% | | | | | | | |
| | | | | | | H22 | 224 | 45.5% | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|------|----|------------------|----------|--------|---|------------|--------|-------|--|---------------------------------------|--|--|------------------------------|------|---|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 道路事業 | 5 | 一般国道477号四日市湯の山道路 | 四日市市、菟野町 | | <p>【全体事業概要】 延長 9.0km 幅員 24.0(36.0)m 道路改良工 7590m 東名阪アンダー工 290m 橋梁工 1120m(3橋)</p> <p>【事業目的】 当該事業は、東名阪四日市インターチェンジから第二名神菟野インターチェンジ(仮称)までの区間を地域高規格道路として、現道のバイパス機能及び高速道路のインターチェンジへのアクセス機能を担う目的で平成9年度に事業着手。当事業により交通の分散を図ることによる渋滞の緩和、走行時間の短縮による利便性・生産性の向上など、安全で円滑な交通を確保することで、地域の発展に大きく寄与する。</p> | H9 | 39,000 | 55.8% | 平成15年度に高角インターチェンジ部の部分供用(220m)を開始し、平成14年度より東名阪自動車道アンダーボックス工事に着手 | 第二名神高速道路四日市北ジャンクション～亀山間が平成30年に供用開始予定。 | <p>【費用対便益分析】 B/C=1.6</p> <p>【コスト縮減】 全線立体道路を予定していたが、構造要件の見直しを行い、一部平面道路にしたため、盛土及び高架橋の縮減により、コスト縮減を図る。暫定2車線にて段階的な効果発現が可能となる整備を行い、事業効果の早期発現、初期投資コストの縮減に努める。</p> | 平成30年完成予定の第二名神高速道路と同調を図り、関係機関との調整も図りながら、事業を推進する。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 継続 | 今後、交通量予測や費用対便益比の説明においては、「現況交通量と将来交通量」、「他路線からの交通量の転換」、「旅行速度の変化」などにより計算の根拠を具体的に説明するとともに、これに関連した算出過程のわかる「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の計算結果表を添付し、分かり易い説明に努めます。 |
| | | | | | | | 18,828 | 65.5% | | | | | | | |
| | | | | | | H30 | 20,172 | 46.7% | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|------|----|------------|-----|--------|--|------------|--------|--------|--------|---|-----------------------------------|--|------------------------------|--|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 道路事業 | 6 | 主要地方道伊勢松阪線 | 伊勢市 | | <p>【全体事業概要】 延長 1,145m 幅員 6.5(18.0)m 道路改良工 925m 近鉄アンダー工 40m U型擁壁工 180m</p> <p>【事業目的】 当該事業により、伊勢市市街地において、一般国道23号と県道鳥羽松阪線を結ぶ新たな幹線「伊勢南北幹線道路」を整備する。近鉄踏切を立体交差化することで踏切を中心とした混雑を解消するとともに伊勢市北部方面から伊勢市中心部への新たな道路ネットワークを形成する。</p> | H9 | 5,697 | 35.2% | 未供用 | 平成17年11月1日、度会郡御園村、小保町、二見町と伊勢市とが合併し、新伊勢市が発足した。当バイパスは、伊勢地域の連絡強化を図る道路として重要性が高くなっている。 | B / C = 1.8 | 近鉄アンダーボックス工事の早期完了を図り、平成25年の伊勢神宮式年遷宮に向け平成23年度末の完成を目指して、継続して事業を推進する。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 今後、交通量予測や費用便益比の説明においては、「現況交通量と将来交通量」、「他路線からの交通量の転換」、「旅行速度の変化」などにより計算の根拠を具体的に説明するとともに、これに関連した算出過程のわかる「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の計算結果表を添付し、分かり易い説明に努めます。 | |
| | | | | | | H23 | 1,564 | 100.0% | | | | | 継続 | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町村名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|------|----|----------------|------|--------|--|------------|--------|-------|--------|---|--|------------------------------|---|------|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | 進捗率 | うち工事費 | | | | | | | |
| | | | | | | | 進捗率 | | | | | | | | |
| 道路事業 | 7 | 一般国道260号南島バイパス | 南伊勢町 | | 【全体事業概要】 延長 3.5km 幅員 6.0(11.0)m 道路改良工 3167m トンネル工2箇所(303m) | H4 | 5,500 | 48.5% | 未供用 | 【費用対便益分析】 B/C=1.8 【コスト縮減】 現場発生土については、現場内流用に努める。また、ライフサイクルコストの観点から、草刈りに要する維持管理費を抑制するため、切土法面の道路面近くの部分(路面から1.5m)については、これまでの植生に変えコンクリート吹き付け等を採用する。 | 登記名義人121名共有地において相続人が現在900名を越えており、関係者整理に多大な時間を要していることなどから用地買収が難航している。このため、今後は共有地関係者に対して法的手続きを実施し、最重要課題である「3分間信号区間」解消に向け、この区間を含む2380mについて重点的に工事を進め、工事用進入路を活用した部分供用を行い、事業効果の早期発現に努める。平成24年の部分供用を目指している。残る1090mの間も早期用地買収完了に努め、平成28年の全線供用に向けて事業を促進する。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 今後、交通量予測や費用便益比の説明においては、「現況交通量と将来交通量の転換」、「他路線からの交通量の転換」、「旅行速度の変化」などにより計算の根拠を具体的に説明するとともに、これに関連した算出過程のわかる「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の計算結果表を添付し、分かり易い説明に努めます。 | | |
| | | | | | | | 4,580 | 40.4% | | | | | | | |
| | | | | | | H27 | 920 | 36.0% | | | | | | | |

注:再評価理由
 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 再評価実施後一定期間が経過している事業
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|-------|----|------------------|--------------|--------|--|------------|---------|--------|---|---|--|--|---|------|--|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 下水道事業 | 8 | 北勢沿岸流域下水道(南部処理区) | 四日市市・鈴鹿市・亀山市 | | <p>【全体事業概要】 全体計画 計画区域面積：7,310.3 ha 計画処理人口：229,300人 計画汚水量：135,000m3/日最大 流域幹線延長：39.4km 終末処理場：1箇所</p> <p>【事業目的】 伊勢湾をはじめとする公共用水域の水質保全と汚水排除による生活環境の改善に資するものである。</p> | S62 | 120,000 | 46.2% | <p>【流域幹線管渠整備】 H17年度末:38.7km H18年度以降:0.7km</p> <p>【処理場整備】 H17年度末:処理能力41,200m3/日最大 H18年度以降:処理能力93,800m3/日最大</p> | <p>【全体計画】 近年の社会経済状況等や周辺環境の変化にあわせ、平成17年度に全体計画諸元の見直しを行っている。</p> | <p>【費用対効果分析】 B / C = 1.41</p> <p>【コスト縮減】 「三重県公共工事コスト縮減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト縮減に努めたい。 (具体的事例) ・処理場設計計画の見直し(処理場施設規模・処理場敷地面積の縮小、残土処分量の抑制、処理施設の統合など) ・長距離推進工法の採用による立坑の削減 ・再生材の活用</p> <p>【代替案】 本処理区の下水道計画区域については、「三重県生活排水処理アクションプログラム」において、下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や地域の地形条件、集落の形成状況、人口の集中状況、社会情勢等を考慮したうえで選定を行っている。</p> | <p>関連市の下水道整備の進捗にあわせて幹線管渠の整備を行うとともに、処理場への流入水量の増加にあわせて段階的に処理施設の増設を行うこととしている。</p> | <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、全体事業費については、県民の理解が得られるような事業費で取り扱うこととされたい。</p> | 継続 | <p>今後は、人口減少や生活様式の変化等の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、全体計画や投資計画の見直しを定期的に行い、計画的、効率的な事業の推進を図ります。また、事業費についても、コスト縮減を図り、実績に基づく精度の高い事業費の把握を行います。</p> <p>今後は、市町の財政状況や社会経済情勢の変化、地域特性等を勘案し、アクションプログラムの柔軟な見直しを行い、下水道・農業集落排水・漁業集落排水・合併処理浄化槽等の各事業が一層の連携を図るとともに、コスト縮減に努め、生活排水処理施設の整備を推進していきます。</p> |
| | | | | | | | 117,500 | 45.1% | | | | | | | |
| | | | | | | H58 | 2,500 | 100.0% | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 | |
|-------|----|--------------------|-----|--------|---|------------|--------|-------|---|---|---|--|-------------------------------------|---|--------|--|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | | |
| 下水道事業 | 9 | 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区) | 津市 | | <p>【全体事業概要】 計画区域面積 : 3,163.7ha 計画処理人口 : 99,900人 計画汚水量 : 79,600m³/日最大 流域幹線延長 : 28.6km 終末処理場 : 1箇所</p> <p>【事業目的】 伊勢湾をはじめとする公共用水域の水質保全と汚水排除による生活環境の改善に資するものである。</p> | H9 | 65,000 | 20.9% | <p>【流域幹線管渠整備】 H17年度末 : 約12km H18年度以降 : 約16.6km</p> <p>【処理場整備】 H17年度末 : 未供用 H18年度以降 : 処理能力 : 79,600m³/日最大</p> | <p>【全体計画の見直し】 近年の社会経済状況等や周辺環境の変化にあわせ、平成15年度に全体計画諸元の見直しを行っている。</p> | <p>【費用対効果分析】 B/C=1.33 【コスト縮減】 「三重県公共工事コスト縮減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト縮減に努めたい。 (具体的事例) ・長距離推進工法の採用による立坑の削減。 ・再生材の活用(砕石、アスファルト合材) 【代替案の検討】 本処理区の下水道計画区域については、「三重県生活排水処理アクションプログラム」において、下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や地域の地形条件、集落の形成状況、人口の集中状況、社会情勢等を考慮したうえで選定を行っている。</p> | <p>供用開始に向けた幹線管渠及び浄化センターの整備を図るとともに、供用開始後は、関連市の面整備に併せた幹線管渠の延伸と浄化センターの流入水量の伸びに基づいた段階的増設を図る。</p> | <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p> | <p>今後は、人口減少や生活様式の変化等の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、全体計画や投資計画の見直しを定期的に行い、計画的、効率的な事業の推進を図ります。また、事業費についても、コスト縮減を図り、実績に基づく精度の高い事業費の把握を行います。 今後は、市町の財政状況や社会経済情勢の変化、地域特性等を勘案し、アクションプログラムの柔軟な見直しを行い、下水道・農業集落排水・漁業集落排水・合併処理浄化槽等の各事業が一層の連携を図るとともに、コスト縮減に努め、生活排水処理施設の整備を推進していきます。</p> | | |
| | | | | | | | 63,700 | 19.3% | | | | | | | | |
| | | | | | | H50 | 1,300 | 98.4% | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|------|----|--------|-----|--------|--|------------|--------|-------|---|--|---|--|-------------------------------------|---|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 海岸事業 | 10 | 千代崎港海岸 | 鈴鹿市 | | <p>【全体事業概要】 離岸堤:890m (120m×6基, 170m×1基)</p> <p>【事業目的】 土砂供給の減少により、海浜は年々侵食され、台風や低気圧の通過時には背後地への飛沫が生じています。このため、離岸堤の整備により波浪や高潮等による災害を防除し、堤防背後の生命と財産を守ると共に、海岸侵食の進行を防止することを目的としている。</p> | H4 | 2,270 | 87.0% | <p>【整備済み内容】 離岸堤:770m</p> <p>【次年度以降の内容】 離岸堤:120m</p> | <p>【社会的状況の変化】 当該地域は、伊勢湾に面し、工業、漁業等が盛んなだけでなく、国道23号、近鉄等で名古屋方面と直結しており交通至便で、人口が集中しています。防護区域についても、依然として人家が密集しており防護の必要性に変化はありません。また、住民の防災意識の高まりから、安心して生活の出来る環境の実現のために以前と変わらず事業の必要性は高いものがあります。</p> | <p>【費用対効果分析】 B/C=2.4</p> <p>【コスト縮減】 背面の沖防波堤の延伸や南側に港湾施設が造成されたことなどから、当海岸南端部分において堆砂が見られました。この堆砂により、越波の軽減や護岸基礎の安定が見込まれることから、離岸堤の整備範囲を再検討し、その結果、約230百万円のコスト縮減が可能となりました。</p> <p>【代替案】 侵食により越波が生じる海岸の場合、近年の海岸整備においては、高波浪を強制的に砕波させる工法を組み合わせる面的防護が最適とされている。離岸堤は堆砂効果についても期待できることから、当海岸においては代替案は考えられず、現在の進捗状況及びその効果からみても現計画で進めることが妥当であると判断しています。</p> | <p>【今後の見通し】 今後も厳しい財政状況になると予想されますが、引き続き事業の進捗を図り平成22年度の完成を目指します。</p> | <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p> | <p>効率的・効果的に耐震対策を実施するため、耐震対策の優先度を反映させた海岸整備アクションプログラムの改定を行う予定であり、改定した海岸整備アクションプログラムに基づき、耐震対策を実施していく予定です。 海岸事業は事業規模が大きくなり、事業期間が長期になります。そのため、当初計画をそのまま継続していく場合、事業効果が適切に反映されない可能性があります。そこで、定期的に事業の効果を検証し、今後の計画にその効果を適切に反映させることで、コスト縮減を図りつつ、早期に事業効果が発揮できるよう事業を推進していくこととします。</p> | |
| | | | | | | H22 | - | - | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間を経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|------|----|------|-----|-------|---|------------|--------|-------|---|--|---|---|-------------------------------------|---|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 海岸事業 | 11 | 長島海岸 | 紀北町 | | <p>【全体事業概要】</p> <p>[中ノ島地区] 護岸補強:1,180m</p> <p>[呼崎名倉地区] 堤防補強:1,030m 離岸堤:600m (100m×6基)</p> <p>[西長島地区] 堤防補強:743m 地盤改良:192m 防潮扉動力化:2基</p> <p>【事業目的】 当海岸の護岸・堤防は、昭和28年の13号台風や昭和34年の伊勢湾台風による災害後築造されたものであり、老朽化が著しく、台風時には、堤防を越流した波が背後地の道路や家屋に砂までも巻き上げ降り注ぐといった被害が生じています。当該事業は、護岸、堤防の補強・改良を行うことにより、波浪や高潮等による災害を防除し、堤防背後の生命と財産を守ることが目的としている。</p> | H2 | 7,139 | 38.0% | <p>【整備済み内容】</p> <p>[中ノ島地区] 護岸補強:564m</p> <p>[呼崎名倉地区] 堤防補強:333m 離岸堤:300m (100m×3基)</p> <p>[西長島地区] 堤防補強:279m 防潮扉動力化:2基</p> <p>【次年度以降の内容】</p> <p>[中ノ島地区] 護岸補強:616m</p> <p>[呼崎名倉地区] 堤防補強:697m 離岸堤:300m (100m×3基)</p> <p>[西長島地区] 堤防補強:464m 地盤改良:192m</p> | <p>【社会的状況の変化】</p> <p>各地区とも防護区域は、依然として人家が密集しており、防護の必要性に変化はありません。 昨今、東南海、南海地震発生が危惧され、津波による甚大な被害が想定される中、護岸、堤防の補強改良の必要性及びその機運は一層高まっています。</p> | <p>【費用対効果分析】</p> <p>[中ノ島地区] B/C=23.9 [呼崎名倉地区] B/C=8.5 [西長島地区] B/C=4.2</p> <p>【コスト縮減】</p> <p>計画時において出来るだけ既存施設を有効に活用することや、各施設を細分化し、より経済的な断面を採用するなど、設計時において可能な限りコストの縮減に取り組んでいます。</p> <p>【代替案】</p> <p>当地区のように、背後に人家が連担している地域にとっては、海岸における護岸・堤防はいわゆる生命線です。地域住民の安心・安全の生活確保のため、代替案は考えられず、また、現在の事業進捗状況から判断しても、現計画で進めることが妥当であると判断しています。</p> | <p>【今後の見通し】</p> <p>厳しい財政状況の中、今後は事業の重点化を図ります。 まず海気象条件の最も厳しい呼崎名倉地区を最優先地区として位置付けて整備を行い、長島海岸全体としては、平成36年度の完成を目指します。</p> | <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p> | <p>効率的・効果的に耐震対策を実施するため、耐震対策の優先度を反映させた海岸整備アクションプログラムの改定を行う予定であり、改定した海岸整備アクションプログラムに基づき、耐震対策を実施していく予定です。 海岸事業は事業規模が大きくなり、事業期間が長期になります。そのため、当初計画をそのまま継続していく場合、事業効果が適切に反映されない可能性があります。そこで、定期的に事業の効果を検証し、今後の計画にその効果を適切に反映させることで、コスト縮減を図りつつ、早期に事業効果が発揮できるよう事業を推進していくこととします。</p> | |
| | | | | | | H36 | - | - | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|------|----|-------|-----|--------|--|------------|--------|-------|---|--|--|--|-------------------------------------|------|---|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 海岸事業 | 12 | 木本港海岸 | 熊野市 | | <p>【全体事業概要】 離岸堤(潜堤):580m (200m×1基,190m×2基)</p> <p>【事業目的】 当海岸は台風等の暴風時に汀線付近で破砕が起り、破砕した高波が砂利を巻き込んだま打ち上がり、強風と相まって防潮堤背後の国道42号に越波する状況となっています。このため、離岸堤(潜堤)の整備により波浪や高潮等による災害を防除し、堤防背後の生命・財産を守ることを目的としています。</p> | H4 | 6,000 | 57.8% | <p>【整備済み内容】 離岸堤(潜堤):390m</p> <p>【次年度以降の内容】 離岸堤(潜堤):190m</p> | <p>【社会的状況の変化】 背後地には依然として人家や公共施設が集積しており、防護の必要性に変化はありません。 本海岸を含む熊野古道の世界遺産登録により、海浜保全の目的が加わり、本事業の必要性は一層高くなってきています。</p> | <p>【費用対効果分析】 B/C=3.1</p> <p>【コスト縮減】 木本港海岸近隣のブロック製作ヤード所有者と調整を行い『えい航距離』の削減を図っています。</p> <p>【代替案】 近年の海岸整備においては高波浪を強制的に碎波させる工法を組み合わせる面的防護が最適とされている。離岸堤によって海浜安定効果が期待でき、また、景観に配慮する必要があることから、本海岸について代替案は考えられず、現在の進捗状況及びその効果からみて、現計画を進めることが妥当であると判断しています。</p> | <p>【今後の見通し】 今後も厳しい財政状況になると予想されますが、引き続き事業の進捗を図り平成25年度の完成を目指します。</p> | <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p> | 継続 | <p>効率的・効果的に耐震対策を実施するため、耐震対策の優先度を反映させた海岸整備アクションプログラムの改定を行う予定であり、改定した海岸整備アクションプログラムに基づき、耐震対策を実施していく予定です。 海岸事業は事業規模が大きくなり、事業期間が長期になります。そのため、当初計画をそのまま継続していく場合、事業効果が適切に反映されない可能性があります。そこで、定期的に事業の効果を検証し、今後の計画にその効果を適切に反映させることで、コスト縮減を図りつつ、早期に事業効果が発揮できるよう事業を推進していくこととします。</p> |
| | | | | | | H25 | - | - | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間を経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討 等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 | | |
|------|----|---------|-----|--------|--|------------|--------|------|---|---|--|-------------------------------|--|---|--------|--|--|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | | | |
| 街路事業 | 13 | 相川小戸木橋線 | 津市 | | <p>【全体事業概要】 道路工 504m 舗装工 504m 用地買収 9,880㎡ 建物補償 46戸</p> | H9 | 3,365 | 90% | 道路工 245m 用地買収 9,880㎡ 建物補償 46戸 H18.9月に用地買収及び建物補償全ての契約が完了しました。 | 旧久居市は平成18年1月に津市と合併し、相川小戸木橋線は市町村合併支援道路として位置づけられています。平成10年には近鉄久居駅の再開発ビル「ポルタひさい」が全面オープンし、これに併せてポルタひさい前の当街路事業区間に隣接する街路が整備されました。 | 【費用便益分析】 B/C=2.1 【コスト縮減】 舗装工においてリサイクル材の活用により工事費の約2%(6.3百万円)のコスト縮減を図ります。 歩道下に埋設する上水道・下水道(津市施工)とも工程調整し、同調施工することで、上下水道工事による舗装の掘り返し等を防ぎます。 | 平成21年度末の完成供用に向けて事業を推進してまいります。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、歩道の安全・適正な利用に関する調査を行い、本事業に反映することを希望するものである。 | 関係者の方々と安全・適正な利用に関する調査及び意見交換を行い、本事業に反映させていただきます。 | | | |
| | | | | | | | 603 | 42% | 【事業目的】 旧久居市を南北に縦断する都市計画道路を整備することにより、都市内交通の円滑化、安全安心な道路環境の形成及び良好な都市景観の形成を図る。 | | | | | | | | |
| | | | | | | H21 | 2,762 | 100% | | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討 等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 | |
|------|----|---------|-----|--------|--|------------|--------|------|---|-----------------------------|--|---|------------------------------|---|--------|--|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | | |
| 河川事業 | 14 | 二級河川笹箇川 | 明和町 | | <p>【全体事業概要】 全体事業費 30.58億円 計画延長 L=3,380m ・築堤 L= 3,380m ・護岸 L= 1,300m ・掘削 V=209,680m³ ・橋梁 12基 ・井堰 2基 ・落差工 3基</p> <p>【事業目的】 氾濫による家屋や事業所、水田の浸水被害を防止するため、川を拡げ、護岸等を整備する河川改修事業を実施しております。</p> | H4 | 3,058 | 90% | <p>【実施事業内容】 ・築堤 L= 3,032m ・護岸 L= 1,166m ・掘削 V=188,083m³ ・橋梁 12基 ・井堰 2基 ・落差工 3基</p> <p>【以降実施内容】 ・築堤 L= 348m ・護岸 L= 134m ・掘削 V=21,597m³</p> | 宅地開発による流域内の資産が増加 財政状況の変化 | B/C = 24.1 現地発生土の有効利用、 施工方法の見直しによる コスト縮減に努めるま す。 | 厳しい財政状況であるものの、随時、改修をすすめ 治水安全度の向上 を図ります。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 今後、河川事業の費用対効果分析にあたって想定氾濫区域等シミュレーションを行う場合は、マニュアルを踏まえつつ各河川の地域特性及び実情を十分考慮して行っています。 | | |
| | | | | | | | 2,182 | 86% | | | | | | | | |
| | | | | | | H26 | 876 | 100% | | | | | | | | |

注:再評価理由
 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 再評価実施後一定期間を経過している事業
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討 等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|------|----|---------|-----|--------|---|------------|--------|-------|--|---|--|---------------------------------------|---|--|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 河川事業 | 15 | 二級河川赤羽川 | 紀北町 | | <p>【全体事業概要】 全体事業費 23.92億円 計画延長 L=2,900m ・築堤 L=3,868m ・掘削 V=786,800m³ ・護岸 L=3,441m ・樋門・樋管 1基 ・根継工 L=900m ・橋梁 2橋 ・取付道路 L=880m</p> <p>【事業目的】 氾濫による家屋や事業所、水田の浸水被害を防止するため、川を掘り下げ、護岸等を整備する河川改修事業を実施しております。</p> | S55 | 2,392 | 450% | <p>【実施事業内容】 ・築堤 L=50m ・掘削V=17,454m³ ・護岸L=1,272m ・樋門・樋管 1基 ・根継工 L=184m ・橋梁 1橋</p> <p>【以降実施内容】 ・築堤 L=3,818m ・掘削V=769,346m³ ・護岸L=2,169m ・根継工 L=716m ・橋梁 1橋</p> | H16の台風21号により、甚大な被害が発生したことから周辺住民の危機管理意識が高く、河川の早期改修を強く望んでいる。 財政状況の変化 | B/C=30.39 現地発生土の有効活用を行い、コスト縮減に努めます。 | 厳しい財政状況であるものの、随時、改修をすすめ治水安全度の向上を図ります。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 (総括意見)河川事業について、想定氾濫区域等シミュレーションを行う場合は、マニュアルを踏まえつつ、地域の特性ならびに実情にあわせたものとされたい。 | 今後、河川事業の費用対効果分析にあたって想定氾濫区域等シミュレーションを行う場合は、マニュアルを踏まえつつ各河川の地域特性及び実情を十分考慮して行っていきます。 | |
| | | | | | | H32 | 276 | 27.2% | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対効果分析結果 コスト削減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|-------|-----|-----------------------------|--------|--------|---|------------|--------|------|--|--|-----------------------------------|------------------------------|--------|---|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 下水道事業 | 101 | 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)流域関連公共下水道 | 津市(汚水) | | 【全体事業概要】 計画区域面積 :3,163.7ha 計画処理人口 :99,900人 計画汚水量 :79,600m ³ /日最大 【事業目的】 三重県の流域下水道整備と 整合を図り、公共用水域の 水質保全と生活環境の改善 に資するものである。 | H9 | 93,000 | 6.5% | 【整備面積】 H17年度末 :約297ha H18年度以降 :約2,867ha 【全体計画の見直し】 上位計画である、「中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)」との整合を図り、平成15年度に見直しを行っている。 | 【費用対効果分析結果】 B/C=1.33 【コスト削減】 「三重県公共工事コスト削減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト削減に努めたい。 (具体的事例) ・管渠の計画(埋設深、最小管径) ・公共ますの設置基準(形状) ・再生材の活用(砕石、アスファルト合材) 【代替案の検討】 本処理区の下水道計画区域については、「三重県生活排水処理アクションプログラム」において、下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や地域の地形条件、集落の形 | 今後も鋭意事業の進捗を図り、平成55年度に整備完了予定である。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 継続 | 施設の整備にあたり、コスト削減を目的とした工法を積極的に取り入れると共に、リサイクル材等の有効活用を行ってまいります。 また、整備地区につきましても、整備効果を踏まえつつ、段階的な整備を行ってまいります。 | |
| | | | | | | H55 | 4,000 | 2.6% | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト削減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|-------|-----|----------------------------------|------|--------|---|------------|--------|-------|---|--|--|------------------------------|--------|---|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 下水道事業 | 102 | 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)流域関連公共下水道四日市(汚水) | 四日市市 | | <p>【全体事業概要】 計画区域面積:725.3 ha 計画処理人口:22,400人 計画汚水量:13,157m³/日最大</p> <p>【事業目的】 三重県の流域下水道整備と整合を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に資するものである。</p> | H1 | 19,000 | 56.6% | <p>【整備面積】 平成17年度末:263.6ha 平成18年度以降: 461.7ha</p> <p>【全体計画】 上位計画である「北勢沿岸流域下水道(南部処理区)」との整合を図り、平成17年度に四日市市生活排水処理アクションプログラムの策定見直しを行っている。</p> | <p>【費用対効果分析】 B / C = 1.46</p> <p>【コスト削減】 「三重県公共工事コスト削減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト削減に努めたい。 (具体的事例) ・管渠の最小管径の見直し ・マンホール間距離を見直し ・マンホール数を減らした ・再生材の活用 ・最小土被りの見直し ・管基礎の見直し</p> <p>【代替案】 本処理区の下水道計画区域については、「三重県生活排水処理アクションプログラム」において、下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や</p> | 単独公共下水道区域、流域関連(北部処理区)と共に、アクションプログラムを基準として、事業効率に配慮しながら鋭意事業の進捗を図り、市街化区域については平成39年度に、その他の計画区域については平成58年度に整備完了予定である。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 継続 | アクションプログラムの活用により事業効率に配慮し、コスト削減を積極的に実施することにより、本事業を効率的・効果的に推進してまいります。 | |
| | | | | | | H58 | 1,300 | 61.7% | | | | | | | |

注:再評価理由

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業

再評価実施後一定期間が経過している事業

社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|-------|-----|------------------|-----|--------|---|------------|---------|-------|---|--|---|------------------------------|--------|--|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 下水道事業 | 103 | 北勢沿岸流域下水道(南部処理区) | 鈴鹿市 | | <p>【全体事業概要】 計画区域面積:4,700.0ha 計画処理人口:167,400人 計画汚水量:97,264m³/日最大</p> <p>【事業目的】 三重県の流域下水道整備と整合を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に資するものである。</p> | S63 | 152,000 | 40.7% | <p>【整備面積】 平成17年度末: 1,383.0ha 平成18年度以降: 3,317ha</p> <p>【全体計画】 上位計画である「北勢沿岸流域下水道(南部処理区)」との整合を図り、平成17年度に見直しを行っている。</p> | <p>【費用対効果分析】 B / C = 1.35</p> <p>【コスト縮減】 「三重県公共工事コスト縮減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト縮減に努めたい。 (具体的事例) ・管渠の最小管径の見直し(200mm 150mm) ・マンホ-ル管距離の見直し ・再生材の活用</p> <p>【代替案】 本処理区の下水道計画区域については、「三重県生活排水処理アクションプログラム」において、下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や地域の地形条件、集落の形成状況。</p> | 流域下水道事業の進捗に合わせ、費用対効果の高い区域を中心に事業を鋭意推進し、平成50年度に整備完了予定である。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 継続 | 常に全体計画及び全体事業費を的確に把握するとともに、コスト縮減や代替案の可能性に配慮し、最新技術の動向の把握や知見の収集に努め、事業の早期完成を目指すこととします。 | |
| | | | | | | | 139,900 | 40.0% | | | | | | | |
| | | | | | | H50 | 12,100 | 49.2% | | | | | | | |

注:再評価理由

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業

再評価実施後一定期間が経過している事業

社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト削減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|-------|-----|------------------|-----|--------|--|------------|--------|-------|---|---|-----------------------------------|--|--------|------|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 下水道事業 | 104 | 北勢沿岸流域下水道(南部処理区) | 亀山市 | | <p>【全体事業概要】 計画区域面積:1,885.0ha 計画処理人口:39,500人 計画汚水量:24,108m³/日最大</p> <p>【事業目的】 三重県の流域下水道整備と整合を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に資するものである。</p> | H6 | 37,000 | 25.1% | <p>【整備面積】 平成17年度末:418.0ha 平成18年度以降: 1,467ha</p> <p>【全体計画】 上位計画である「北勢沿岸流域下水道(南部処理区)」「新市まちづくり計画」等との整合を図り、平成17年度に見直しを行っている。</p> <p>【費用対効果分析】 B / C = 1.61</p> <p>【コスト削減】 「三重県公共工事コスト削減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト削減に努めたい。 (具体的事例) ・管渠の最小管径の見直し(200mm 150mm) ・汚水枡の口径の見直し(30cm 20cm) ・再生材の活用</p> <p>【代替案】 本処理区の下水道計画区域については、「三重県生活排水処理アクションプログラム」において、下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や地域の地形条件</p> | <p>事業の進捗を図り、平成37年度に整備完了予定である。</p> <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p> | 継続 | さらなるコスト削減に努め、上位事業である北勢沿岸流域下水道と事業調整を図りながら計画的に整備を推進し、普及率の向上によりまして公共用水域の水質保全と生活環境の改善の向上につとめていく方針でございます。 | | | |
| | | | | | | | 35,600 | 24.7% | | | | | | | |
| | | | | | | H37 | 1,400 | 35.6% | | | | | | | |

注:再評価理由

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業

再評価実施後一定期間が経過している事業

社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト削減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|-------|-----|-------------------------|-----|--------|------------|--------|---|--|---|---|--|--------------------------------------|--|--------|
| | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 下水道事業 | 105 | 津都市計画下水道事業 栗真町屋都市下水路 | 津市 | | H9 | | | H17年度末 管路延長 :514m ポンプ場 :既設 132m3/分 :新設 130m3/分 用地 :ポンプ場 5,410㎡ :管路布設 2,460㎡ | 【全体計画の見直し】 計画策定以降、大幅 な見直しは行なってい ない。 【周辺環境の変化】 事業に影響を及ぼす ような変化や事業に伴 う変化は生じていな い。 | 【費用対効果分析】 B / C = 1.17 【コスト削減】 「三重県公共工事コスト削減 に関する第3次行動計画」に 従いコスト削減施策を取り入 れ、事業費の削減を図って いる。 (具体的事例) ポンプ場及び管路築造工事 における流用土による埋め 戻し並びに長距離推進工事 の採用 【代替案の検討】 地形的にポンプ排水が必要 であり、市街化区域内にポ ンプ場の適地がないことか ら、現計画内容が妥当であ ると判断している。 | 平成9年度に事業着 手し、現時点での進 捗率は47.5%となっ ています。 平成22年度には事 業を完了する予定 です。 | 事業継続の妥当性が認められ たことから事業継続を了承す る。 | 今後とも、コスト削減を目的 とした工法等を取り入れ ると共に、リサイクル材等の 有効活用を行い、事業費の 削減を図り、事業の早期完 了に向けて努めていきま す。 | |
| | | | | | | | 4,368 | 47.5% | | | | | | |
| | | | | | | | 4,157 | 45.6% | | | | | | |
| | | | | | H22 | | H18年度以降 管路延長 :1,164m ポンプ場 :新設 235m3/分 用地 :管路布設 1,070㎡ | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 | | |
|------|-----|------------------|-----|--------|---|------------|--------|-----|--|--|---|---------------------------------------|---|------|---|--|--|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | | | |
| 河川事業 | 106 | 準用河川北長太川総合流域防災事業 | 鈴鹿市 | | <p>【全体事業概要】 全体事業費 14.83億円 計画延長 L=945m 築堤 1,600m 掘削 33,200m³ 護岸 1,766m 床固工 1箇所 道路橋 4橋 樋門 2基 堰 1基 用地買収 9,300m² 物件補償 1式</p> <p>【事業目的】 氾濫による家屋や事業所、水田の浸水被害を防止するため、川を拡げ、護岸等を整備する河川改修事業を実施しております。</p> | H4 | 1,483 | 41% | <p>【実施事業内容】 ・掘削 3,000m³ ・護岸 190m ・樋門 1基 ・用地買収 4,341m²</p> <p>【以降実施内容】 ・築堤 1,600m ・掘削 30,200m³ ・護岸 1,576m ・床固工 1箇所 ・道路橋 4橋 ・樋門 1基 ・堰 1基 ・用地買収 4,959m² ・物件補償 1式</p> | 事業費の増加 国庫補助金の減少、市の財政状況が近年厳しくなっている。 事業期間の延長 流域内では流通施設や各種工場のほか、住宅も年々増加している。 | B/C=4.10 現地発生土の有効利用や施設の見直し等、更なるコスト縮減に努めます。 | 厳しい財政状況であるものの、随時、改修をすすめ治水安全度の向上を図ります。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、防潮樋門については、適切な運用に努められたい。 | 継続 | 北長太川防潮樋門の運用につきましては、管理人および市担当職員が不在の場合など、あらゆる事態を今一度洗い出し、地元自治会や管理人とも協議して、これらの事態に対応できるように早急に検討してまいります。 今後、公共事業間の連携に努め可能な限り全体構想を図って、治水対策を努めていく所存です。 | | |
| | | | | | | | 1,199 | 39% | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | H30 | 285 | 47% | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 | |
|------|-----|------------------|-----|--------|--|------------|--------|-----|--|---|---|---------------------------------------|---|------|--|--|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | | |
| 河川事業 | 107 | 準用河川稲生新川総合流域防災事業 | 鈴鹿市 | | <p>【全体事業概要】 全体事業費 11.09億円 計画延長 L=940m 築堤 960m 掘削 14,400m³ 護岸 928m 道路橋 7橋 樋門 2箇所 堰 1基 用地買収 24,600m² 物件補償 1式</p> | H1 | 1,109 | 42% | <p>【実施事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築堤 260m 掘削 5,375m³ 護岸 252m 道路橋 2橋 堰 1基 用地買収 14,364m² <p>【以降実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 築堤 700m 掘削 9,025m³ 護岸 676m 道路橋 5橋 樋門 2箇所 用地買収 10,236m² 物件補償 1式 | 事業費の増加 国庫補助金の減少、市の財政状況が近年厳しくなっている。 事業期間の延長 宅地開発が進んでいる。 | B/C=2.52 現地発生土の有効利用や施設の見直し等、更なるコスト縮減に努めます。 | 厳しい財政状況であるものの、随時、改修をすすめ治水安全度の向上を図ります。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、下流域切川において近鉄橋梁への影響が懸念されることから、適切な措置を講じられたい。 | 継続 | 下流域切川における近鉄橋梁への影響がないように、今後におきましても、関係部局と調整を図り、出来る限り流域内における流出抑制に努めてまいります。 今後、公共事業間の連携に努め可能な限り全体構想を図って、治水対策を努めていく所存です。 | |
| | | | | | | | 740 | 37% | | | | | | | | |
| | | | | | | H30 | 369 | 51% | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|--------|-----|-----------|-----|--------|------------|--------|--------|---|---|--|--|------------------------------|------|---|
| | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 都市公園事業 | 109 | 中勢グリーンパーク | 津市 | | H9 | | | 面積 6.3ha 施設 ・調整池(修景)池 ・噴水 ・芝生広場 ・芝 ・コンプレッション遊具 ・園路 ・駐車場 | 【社会環境の変化】 平成18年1月1日に2市8町村による合併を行いまして、人口並びに市域も拡大いたしました。当該公園の計画と競合する施設もすくないことから、当初計画の整備を行いました。 | 費用便益比 B/C= 4.64 コスト縮減の可能性 駐車場や園路などの舗装における再生材の使用。 施設規模の見直し。 地元自治会等への清掃業務委託による維持管理費の縮減 代替案の検討 維持管理費方法を考慮した芝生広場の整備 | 平成18年度に用地買収が完了することから、当面、芝生広場、記念の森、エントランス、園路、駐車場の整備を行いたい。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。 | 継続 | 2期工事の芝生広場の整備に伴い現在の供用区域内の広場へ、木陰等を増やしていきたいと考えております。 |
| | | | | | | 5,083 | 63.3% | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | H26 | 1,677 | 100.0% | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 |
|--------|-----|-----------|-----|--------|--|------------|--------|-------|---|--|-------------------------------------|--|--------|------|--------|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | |
| 都市公園事業 | 110 | 桑名市総合運動公園 | 桑名市 | | <p>【全体事業概要】 テニスコート クラブハウス 多目的運動広場 デイキャンプ場 グラウンドゴルフ場 疎林広場 サッカー場 体育館・プール 園路・広場</p> <p>【事業目的】 「緑の中のスポーツレクリエーション」 緑豊かな自然環境を活かし、子供から高齢者までが、生涯スポーツの実践の場としての多様な利用ができる公園づくりを目指す。</p> | H4 | 11,810 | 56.0% | <p>【全体計画の変更】 平成16年12月の1市2町の合併により新桑名市となり、全市的な運動施設の配置状況を整理した結果、専用野球場と多目的運動広場を有する「アイリスパーク」が本公園に近接する状況になっており、第2工区の野球場の計画を見直しを行なう。</p> <p>費用便益比 B/C= 1.21</p> <p>コスト縮減の可能性 日常的な維持管理をアダプトプログラムにより市民との協働を図る 疎林広場を市民の記念植栽ゾーンに位置付け、植栽植え付け費用のコスト縮減を図る。 大幼苗植栽を用いた緑化による植栽工事費の低減、地力の増進と植物の生育を促進する肥料木の導入代替案の検討 事業手法、規模見直し等の代替案の可能性はなく、見直し計画を進めることが妥当であると判断している。</p> | <p>平成4年度から工事に着手しましたが、平成17年度未現在、事業費ベースで56%が完了しています。 平成18年度以降は、第2工区であるサッカー場・疎林広場を中心に整備していきます。 平成26年度に全整備の完了を目指しています。</p> | <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p> | <p>事業実施にあたっては、以下の5点を配慮し整備を行っていく。 「防犯面・安全面の配慮」については、樹木の本数を減らした疎林広場を整備することにより、見通しを確保しつつ周辺の自然環境との調和を図っていきます。 「すべての人の利用への対応」については、緑豊かな自然環境のなかでウォーキングが可能なルートを考慮し、年齢や体力に応じて選択性のあるルートを整備していく。 「緩衝緑地帯の設置」については、公園外周の植栽帯・疎林広場により緩衝帯としての機能を確保する。 「住民参画・協働」については、市が進めておりますアダプトプログラムによる日常維持管理への住民の参加や疎林広場に記念植樹ゾーンを設置し、公園整備における住民参加・協働意識の向上を進めていく。 「自然環境の保全」については、現況樹林地内を活用して市民の健康維持・増進に寄与するウォーキングルートを整備していく。 また、事業実施にあたっては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル」に基づき整備を行っていく。 桑名市地域防災計画の基本計画に基づき、震災に強いまちづくりとして、災害時の指定避難場所とし、また、防災拠点として桑名市総合運動公園の位置付けを行なっていくとともに、地域住民と連携し防災施設の充実を行なっていきたい。</p> | | | |
| | | | | | | | 8,030 | 46.0% | | | | | | | |
| | | | | | | H26 | 3,780 | 76.0% | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト縮減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 | | | |
|-------|-----|-----------------------------|-----|--------|------------|--------|-------|--|---|---|--|--|------|---|--|--|--|
| | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | | | | |
| | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | | | | |
| 下水道事業 | 111 | 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)流域関連公共下水道 | 津市 | | H9 | 1,430 | 71.0% | H17年度末 管路延長 :9,445m 調整池 :352,600m3(2箇所) H18年度以降 管路延長 :1,171m 調整池 :40,100m3(1箇所) | 【全体計画の変更】 平成9年度に事業計画策定以降、見直しは行っていない。 【周辺環境の変化】 事業に影響を及ぼすような変化や、事業に伴う変化は生じていない。 | 費用便益比 B/C=1.39 【コスト縮減】 「三重県公共工事コスト縮減に関する第3次行動計画」に従いコスト縮減施策を取り入れ、事業費の削減を図っている。 (具体的事例) ・造成工事や道路工事と調整した雨水管布設に伴う仮設工や舗装復旧工の費用軽減 【代替案の検討】 事業着手後、鋭意事業を進めており、現状での代替案がないことから、現計画内容が妥当であると判断している。 | 平成9年度に事業採択された後、現時点での進捗率は、90%となっています。平成19年度には事業が完了する。 | 事業継続の妥当性が認められたため、事業継続を了承する。ただし、開発地区内での雨水対策は不可欠なものである。今後、開発事業については、適切に計上されたい。 | 継続 | 既成市街地における下水道事業(雨水)につきましては、市民の生命、財産を守り、安心ある街づくりのために、浸水被害解消を目的として、財政的にも有利な方法を検討しながら引き続き事業に取り組んで参りたいと考えています。 新市街地等の開発事業による下水道事業につきましては、開発事業者が官民問わず、基本的には事業者において整備を進めて参りますが、本市主体の開発事業で、下水道事業国庫補助金の採択要件に該当する事業につきましては、市財政軽減を図るために、補助金の採択を受け、開発地区内の浸水防除はもとより下流地区の既成市街地を守るため、引き続き事業に取り組んで参りたいと考えています。 | | | |
| | | | | | | 1,430 | 71.0% | | | | | | | | | | |
| | | | | | H19 | - | - | | | | | | | | | | |

注:再評価理由

- 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業再評価箇所一覧表(市町等事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 再評価の理由 | 全体事業概要と目的 | 採択年 目標年 | 事業進捗状況 | | | 事業を巡る社会経済状況等の動向 | 費用対便益分析結果 コスト削減の可能性 代替案の検討等 | 今後の事業の見通し | 委員会意見等 | 対応方針 | 事業方針概要 | | | |
|-------|-----|-----------------------------|------|--------|--|------------|--------|-------|--|--|---|---|--|------|---|--|--|--|
| | | | | | | | 総事業費 | 進捗率 | 事業進捗内容 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | うち工事費 | 進捗率 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | うち用地費 | 進捗率 | | | | | | | | | | |
| 下水道事業 | 112 | 北勢沿岸流域(下水道(南部処理区))流域関連公共下水道 | 四日市市 | | 【全体事業概要】 磯津第一排水区、磯津第二排水区、河原田排水区 排水区域面積:462.3ha 計画降雨強度:75.1mm/h 幹線水路延長:7,580m ポンプ場:5箇所 (ポンプ能力:4,125m ³ /分) | H1 | 49,208 | 20.8% | 【幹線水路整備】 平成17年度末:1,680m 平成18年度以降: 5,900m 【ポンプ場】 平成17年度末:3箇所 (能力:840m ³ /分) 平成18年度以降:2箇所 (能力:3,285m ³ /分) | 本事業区域は、降雨に伴う浸水被害を幾度となく経験しており、現在では総合的な治水対策を進めている。 | 【費用対効果分析】 B/C = 1.54 【コスト削減】 「三重県公共工事コスト削減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト削減に努めたい。 (具体事例) ・ポンプ場の経済的で円滑な排水運転を目指した小降雨対応ポンプの整備や台数分割による効率的整備を実施している。 ・幹線水路整備の進捗に合わせた段階的整備を行う。 ・ポンプ場の集中管理、外部委託化を実施している。 ・現場条件の制限を受ける中で、より経済的で効果の早期発現が可能な幹線ルートを選定する。 | 他の排水区についても住民ニーズが高いことから、ポンプ場及び幹線管渠の整備に着手し、速やかに整備完了を旨とする。 | 事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、本事業は長期にわたるため、定期的に事業効果の検証を行い、必要ならば今後の事業に反映するよう希望するものである。 | 継続 | 概ね5～7年ごとに行う事業計画変更認可取得に際しては、事業計画について吟味するとともに、財政計画についても検討しています。その際に事業効果の検証を行い、事業に反映していきたいと考えています。 | | | |
| | | | | | | | 49,208 | 20.8% | | | | | | | | | | |
| | | | | | | H37 | - | - | | | | | | | | | | |

注:再評価理由

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業

再評価実施後一定期間が経過している事業

社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

平成18年度三重県公共事業事後評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 全体事業概要と目的 | 採択年度 | 完了年度 | | 事業の効果 | 事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化 | 事業を巡る社会経済情勢等の変化 | 県民の意見 | 今後の課題 | 委員会意見概要 | 事業方針概要 |
|---------------------|-----|------|-----|--|------|-------|--|---|--|--|--|---|---|--------|
| | | | | | | 当初 | 当初 | | | | | | | |
| | | | | | | 最終 | 最終 | | | | | | | |
| ほ場整備事業(経営体育成基盤整備事業) | 501 | 榊原地区 | 津市 | <p>【全体事業概要】 区画整理面積 : 116.5 ha 暗渠排水工 : 5.7 ha 集落排水路 : 987m 集落道路 : 676.5m 集落防災施設 : 9箇所 農村公園 : 1式</p> | H11 | 2,937 | <p>*事業目的の達成状況の評価 本地区の計画交通量は、948台/日ですが、平成18年9月8日に実施した交通量調査では、四日市側で1,978台、菟野側で2,540台の通行が確認されています。</p> <p>*費用対効果分析 計画の投資効率 1.13 現在の投資効率 1.22</p> | <p>*環境面への配慮 河川側の竹林を残し、水田側法面を極力植生としており、動植物の生息に適したものとなっています。</p> <p>*事業実施中に配慮した事項 工事中の濁水の流出により周辺環境に与える影響を考慮し、工事は雨期を避けて実施しました。</p> <p>*環境の変化 事業の実施による環境への影響は、ほとんど無いと考えています。</p> | <p>*計画時と現在の社会状況の変化 西村集落の北に東山工業団地が整備され、雇用機会が増大しています。</p> <p>また、県営北勢中央公園も整備され、北勢地域の憩いの場として多くの県民に利用されています。</p> <p>朝明川左岸農道を、通勤や休日のレジャーに利用する機会が多くなっています。</p> | <p>*事業内容に応じた県民の意見を収集(アンケート調査等) 農道事業の効果については、地域住民の80%の方が、効果があったと回答しています。</p> <p>また、農業効果については、維持管理が容易になった、出荷が容易になったとの回答を多く頂いていますが、一般車両の通行量が多すぎるとの意見も多数いただいています。</p> | <p>工期の長期化 平成13年度より、コスト意識を持ち短期間で事業を実施する等の時間管理の徹底を通じて事業の効率性・透明性を図ることから、標準工期の設定事業を進めており、13年度以降に採択された、一般農道整備事業については、6カ年で整備する事業計画としています。</p> <p>一般車両の流入 本農道への一般車両の流入が多く、早期に路面補修が必要となるなど影響が出ている状況となっているため、適切に維持・管理されるよう支援してまいります。</p> <p>また、農道の事業計画の策定時には、流入する一般交通を適切に評価するため、周</p> | <p>事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。</p> <p>営農組合等の経営体に農地を集積させるには、経営体の経営状況を安定させることが重要であることから、経理の一元化や借入金可能な法人化を進めるよう、指導・助言を行います。</p> <p>獣害対策については、地域で一体的な対策を検討する必要があるため、集落で話し合いを進めていただくよう、指導・助言を行います。</p> <p>農業用施設の維持管理については、農家を中心として、非農家も含めた対応を行い、さらに農村環境を向上させるよう、指導・助言を行います。</p> <p>農地や農業用施設は、農業者の生産基盤であるとともに、食料の安定供給、国土保全や自然環境の保全など農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本であります。</p> <p>そのため、今後は農家だけでなく非農家の方々も含めた活動組織により、農地やこれら施設が適正に管理できるような体制を整備するよう推進していきます。</p> | <p>営農組合等の経営体に農地を集積させるには、経営体の経営状況を安定させることが重要であることから、経理の一元化や借入金可能な法人化を進めるよう、指導・助言を行います。</p> <p>獣害対策については、地域で一体的な対策を検討する必要があるため、集落で話し合いを進めていただくよう、指導・助言を行います。</p> <p>農業用施設の維持管理については、農家を中心として、非農家も含めた対応を行い、さらに農村環境を向上させるよう、指導・助言を行います。</p> <p>農地や農業用施設は、農業者の生産基盤であるとともに、食料の安定供給、国土保全や自然環境の保全など農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本であります。</p> <p>そのため、今後は農家だけでなく非農家の方々も含めた活動組織により、農地やこれら施設が適正に管理できるような体制を整備するよう推進していきます。</p> | |
| | | | | <p>【事業目的】 計画地域の農業生産は米を基幹作物とし、小麦・キャベツ・いちご・いちじく等の栽培を行っています。本事業において、高生産性農業の実現、農業を担う経営体の育成、そして、農業・農村の健全な発展に寄与することを目的とし、農業の生産基盤である耕地の大区画化、用排水路と農道の整備、換地による耕地の集団化を実施します。</p> | | | H3 | H12 | 2,893 | | | | | |

平成18年度三重県公共事業事後評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 全体事業概要と目的 | 採択年度 | 完了年度 | | 事業の効果 | 事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化 | 事業を巡る社会経済情勢等の変化 | 県民の意見 | 今後の課題 | 委員会意見概要 | 事業方針概要 |
|----------|-----|---------|----------|---|------|------|-------|--|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | 当初 | 当初 | | | | | | | |
| | | | | | | 最終 | 最終 | | | | | | | |
| 一般農道整備事業 | 502 | 朝明川左岸地区 | 四日市市・菟野町 | <p>【全体事業概要】 農道整備 L=4,091m 新設L=3,000m 改良L=1,091m</p> | S62 | H12 | 1,032 | <p>直接的効果 *費用対効果分析 計画の投資効率=1.13 現在の投資効率=1.22</p> <p>*上記以外の効果 本農道には、1000台/日以上的一般車両が流入し、大きな効果が発現しています。また、朝明川の管理用道路としても利用され、河川管理の軽減が図られています。</p> <p>間接的効果 JA三重四日市が運営する直売施設四季彩(しきさい)へ、地域の農産物を出荷しており、営農意欲が向上しています。</p> | <p>河川側の竹林を残し、水田側の法面を極力植生としており、地域住民を対象としてアンケートの結果でも、動物や植物の生息が「変わらない」と「増えた」、同様に地域の景色は「変わらない」と「良くなった」が多数を占め、動植物の生息に適したものとなっています。また、工事中の濁水の流出により周辺環境に与える影響を考慮し、工事は雨期を避けて実施しました。</p> | <p>近隣に東山公共団地、県営北勢中央公園が整備され、朝明川左岸農道が通勤や休日のレジャーに利用されています。</p> | <p>地域住民を対象としてアンケートを実施し、80%の方が農道事業の効果について、「効果があった」と回答しています。また、農業効果についても、「維持管理が容易になった」、「出荷が容易になった」と回答をいただいています。また、「一般車両の交通量が多すぎる」との意見もいただいています。</p> | <p>工期の長期化 本地区は、国庫補助事業であるため、国の予算状況により事業の進捗が図られず、長期化したものです。 平成13年度より、コスト意識を持ち短期間で事業を実施する等の時間管理の徹底を通じて事業の効率性・透明性を図ることから、標準工期を設定し事業を進めており、一般農道事業においては、6カ年で整備する事業計画としています。 一般車両の流入一般車両の流入が多く、早期に路面補修が必要となるなどの影響が出ており、また、農道は農業生産や物流、住民の生活に不可欠なインフラであり、長寿命化によるライフサイクルコ</p> | <p>事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。</p> | <p>本農道は、市町が管理していることから、適切に維持・管理されるよう支援してまいります。 工期の長期化については、平成13年度より、コスト意識を持ち短期間で事業を実施する等の時間管理の徹底を通じて、事業の効率性・透明性を図ることから、標準工期を設定し事業を進めており、事業効果の早期発現を図ります。 また、計画交通量の算定にあたっては、生活道路としての利用が増えているため、地域の道路網や生活道路としての利用形態を考慮して、客観的な分析を行うことが必要となることから、地域の状況を十分調査したうえで、分析手法の妥当性を総合的に検討し、信頼性の高い計画交通量の算定を行います。</p> |
| | | | | <p>【事業目的】 朝明川の左岸に広がる区域は、道路網の整備水準は低く、農産物流通の合理化を図る上で障害となっていました。 このため、流通経路の確保を図るべく、当地区の基幹となる、四日市市側の県道菟野東員線と菟野町側の広域農道(ミルクロード)を結ぶ農道を整備することにより、農地の高度利用を促し、営農出荷ルートの確保、輸送費用の軽減など、流通体系の合理化を図るとともに農業の近代化に併せて生活の利便性向上など農村環境の改善を図ります。</p> | | | | H12 | 1,051 | | | | | |

平成18年度三重県公共事業事後評価箇所一覧表(県事業)

(単位:百万円)

| 事業名 | 番号 | 箇所名 | 市町名 | 全体事業概要と目的 | 採択年度 | 完了年度 | | 総事業費 | 事業の効果 | 事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化 | 事業を巡る社会経済情勢等の変化 | 県民の意見 | 今後の課題 | 委員会意見概要 | 事業方針概要 |
|----------|-----|--------------|-----|---|------|------|-------|--|---|---|--|--|--|--|--|
| | | | | | | 当初 | 当初 | | | | | | | | |
| | | | | | | 最終 | 最終 | | | | | | | | |
| 公営住宅整備事業 | 504 | 県営住宅エスベラント末広 | 松阪市 | [全体事業概要] 老朽化した既存県営住宅の建て替え < 従前の住宅 > 昭和28～34年度建設 コンクリートブロック造5棟2階建て 延べ面積2585.60㎡ 管理戸数40戸 入居状況29戸 < 建替後の住宅 > 鉄筋コンクリート造2棟 1期6階建て, 2期6階建て 延べ面積4865.36㎡ 供給戸数70戸 | H9 | H13 | 1,188 | 福祉の効果 ・需要の検証 ・募集倍率=9.6倍(1期), 5.4倍(2期) ・高齢社会対応 ・車いす対応住戸の設置 全戸バリアフリー化 安全確保 ・共同施設等 ・二方向避難 ・歩者道分離設計 ・防犯性、防火性 開放型片廊下形式 耐火建築物 地域波及効果 ・コミュニティの活性化 ・集会所の設置 ・児童遊園の設置 ・人口の定住化 66世帯167人定住 ・地域産業の振興 地域関連業者の振興 政策誘導効果 ・バリアフリー化推進 ・身障者住戸2戸供給 ・居住水準の確保 全ての住戸 | ・自然環境への影響 資源の再利用 (再生砕石の使用) 可能な限りの植栽の設置 ・生活環境への影響 地域の活性化 地域景観の向上 まちづくりに貢献 | ・計画時点からの情勢の変化 周辺に共同住宅や商業施設等が建設 ・市町等の意見 周辺地域の発展等に対する貢献度に対して評価 | ・入居者の満足度 全ての項目で満足層が過半数 総合評価もほぼ全員が満足層 ・市町等の意見 周辺地域の発展等に対する貢献度に対して評価 | ・当該事業の今後の改善措置の必要性及び課題 (今後の改善措置の必要性) 入居者のアンケート結果より特段な改善措置は必要ないと認識 (課題) 昨今の環境問題の認識の高まりをうけ、新技術の導入についての検討したい | 事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。ただし、高齢社会を見据えて、ユニバーサルデザインの視点を加味した事後評価を行い、今後の計画に反映されたい。また、構造計算書の再確認を早急に実施されたい。 | 今後もユニバーサルデザインを活用した住宅整備事業を推進していきます。当該建築物については、さらに発注元である県土整備部住宅室が、当時二重チェックを行っておりますが、加えて現在、県土整備部建築開発室構造審査高度化担当にて構造計算書の再確認をすすめております。 | 今後も、少子高齢化及び情報化の進展、環境資源問題、災害の防止などに対応していく必要性があることから、引き続き、公営住宅整備の既設県営住宅の改善を行っていくことにより、既存ストックの有効活用を図り、時代の要請に応じた住宅ストックを形成してまいります。 |
| | | | | [事業目的] 耐震対策 入居者の生命と財産を保護するために構造上の安全を確保する。 住環境の向上 経年による設備等の劣化など、劣悪な住環境を改善する。 地域景観への配慮 老朽化により周辺環境へ悪影響を与えていたため、地域景観の改善に寄与する。 以上の目的を達成するとともに住まいのセーフティネットとしての公営住宅本来の目的も果たす。 | | | | | | | | | | | |

三重県公共事業評価審査委員会審査状況

平成10年度に設置された三重県公共事業再評価審査委員会は、平成15年度に三重県公共事業評価審査委員会に改名され三重県知事の諮問に応じて平成10年度から平成18年度の9年間で、県事業271箇所、市町村等事業146箇所の審査を行っています。

なお、事業方針は、県事業にあつては三重県知事が、市町村等事業にあつてはそれぞれの事業主体の長が委員会意見を最大限尊重して決定しています。

(1) 公共事業再評価審査状況

1) 平成10年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 休止 |
| 建設省 | 道路事業 | 6 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | 河川事業 | 35 | 31 | 4 | 35 | 0 |
| | 砂防事業 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | 海岸事業 | 6 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | 都市公園事業 | 12 | 3 | 9 | 12 | 0 |
| | 街路事業 | 4 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| | 下水道事業 | 26 | 4 | 22 | 26 | 0 |
| | 小計 | 93 | 54 | 39 | 93 | 0 |
| 運輸省 | 港湾事業 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| | 海岸事業 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | 小計 | 8 | 8 | 0 | 5 | 3 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 7 | 5 | 2 | 7 | 0 |
| | 治山事業 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 林道開設事業 | 6 | 6 | 0 | 5 | 1 |
| | 漁村整備事業 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | 小計 | 18 | 16 | 2 | 17 | 1 |
| 合計 | | 119 | 78 | 41 | 115 | 4 |

2) 平成11年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 休止 |
| 建設省 | 道路事業 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | 土地区画整理事業 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | 砂防事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 海岸事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 下水道事業 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 |
| | 小計 | 14 | 7 | 7 | 14 | 0 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 12 | 12 | 0 | 12 | 0 |
| | 治山事業 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 林道開設事業 | 3 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| | 漁村整備事業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 小計 | 18 | 16 | 2 | 18 | 0 |
| 厚生省 | 水道事業 | 10 | 0 | 10 | 10 | 0 |
| | 小計 | 10 | 0 | 10 | 10 | 0 |
| 合計 | | 42 | 23 | 19 | 42 | 0 |

3) 平成12年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 中止 |
| 建設省 | 道路事業 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 河川事業 | 8 | 6 | 2 | 6 | 2 |
| | 砂防事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 海岸事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 都市公園事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 下水道事業 | 5 | 0 | 5 | 4 | 1 |
| | 小計 | 18 | 11 | 7 | 15 | 3 |
| 運輸省 | 港湾事業 | 5 | 4 | 1 | 2 | 3 |
| | 小計 | 5 | 4 | 1 | 2 | 3 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | 林道開設事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 漁村整備事業 | 20 | 7 | 13 | 19 | 1 |
| | 小計 | 24 | 11 | 13 | 23 | 1 |
| 合計 | | 47 | 26 | 21 | 40 | 7 |

中止事業

河川総合開発事業；大村川生活貯水池〔県事業〕、桂畑生活貯水池〔県事業〕
 港湾事業；二木島港二木島地区〔県事業〕、的矢港畔蛸地区〔県事業〕、
 五ヶ所港船超地区〔県事業〕
 林道開設事業；栃山木組線〔県事業〕
 漁港改築事業；五ヶ所湾漁港〔県事業〕
 下水道事業；尾鷲市公共下水道〔市町村事業〕

4) 平成13年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 中止 |
| 国土交通省 | 道路事業 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 土地区画整理事業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 河川総合開発事業 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| | 河川事業 | 6 | 5 | 1 | 6 | 0 |
| | 海岸事業 | 4 | 3 | 1 | 4 | 0 |
| | 都市公園事業 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| | 下水道事業 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | 小計 | 20 | 12 | 8 | 19 | 1 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 7 | 7 | 0 | 6 | 1 |
| | 林道開設事業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 小計 | 8 | 8 | 0 | 6 | 2 |
| 合計 | | 28 | 20 | 8 | 25 | 3 |

中止事業

農地防災ダム事業；尾呂志地区〔県事業〕
 河川総合開発事業；片川生活貯水池〔県事業〕
 林道開設事業；国見能見坂線〔県事業〕

5) 平成14年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 中止 |
| 国土交通省 | 河川総合開発事業 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 河川事業 | 9 | 8 | 1 | 9 | 0 |
| | 海岸事業 | 7 | 5 | 2 | 7 | 0 |
| | 都市公園事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 街路事業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 下水道事業 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | 小計 | 21 | 15 | 6 | 20 | 1 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 6 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | 林道開設事業 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | 漁村整備事業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 小計 | 10 | 9 | 1 | 10 | 0 |
| 経済産業省 | 工業用水道事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 小計 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 合計 | 32 | 25 | 7 | 31 | 1 |

中止事業

河川総合開発事業；伊勢路川ダム〔県事業〕

6) 平成15年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 中止 |
| 国土交通省 | 道路事業 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | 河川事業 | 9 | 8 | 1 | 9 | 0 |
| | 港湾事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 海岸事業 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | 街路事業 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | 都市公園事業 | 7 | 2 | 5 | 7 | 0 |
| | 下水道事業 | 4 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| | 小計 | 34 | 24 | 10 | 34 | 0 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 8 | 8 | 0 | 8 | 0 |
| | 森林整備事業 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | 漁村整備事業 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | 小計 | 14 | 12 | 2 | 14 | 0 |
| 厚生労働省 | 水道事業 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 小計 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 合計 | 50 | 38 | 12 | 50 | 0 |

7) 平成16年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 中止 |
| 国土交通省 | 道路事業 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| | 河川事業 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | 街路事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 下水道事業 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | 小計 | 8 | 4 | 4 | 8 | 0 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 7 | 7 | 0 | 6 | 0 |
| | 森林整備事業 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 水産基盤整備事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 小計 | 10 | 10 | 0 | 9 | 0 |
| 厚生労働省 | 水道事業 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 |
| | 小計 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 |
| 合計 | | 24 | 14 | 10 | 23 | 0 |

農業農村整備事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）1箇所は、次年度以降も再評価を継続することとしたため、委員会から「継続」又は「中止」のいずれの答申もされなかった。

8) 平成17年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 中止 |
| 国土交通省 | 道路事業 | 9 | 9 | 0 | 9 | 0 |
| | 河川事業 | 3 | 2 | 1 | 3 | 0 |
| | 海岸事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 土地区画整理事業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 都市公園事業 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 下水道事業 | 5 | 1 | 4 | 5 | 0 |
| | 小計 | 21 | 14 | 7 | 20 | 0 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 水産基盤整備事業 | 14 | 5 | 9 | 14 | 0 |
| | 小計 | 15 | 6 | 9 | 15 | 0 |
| 合計 | | 36 | 20 | 16 | 35 | 0 |

農業農村整備事業（広域農道事業）1箇所は、平成18年度に改めて再評価を行うこととしたため、審議が行われなかった。

都市公園事業1箇所は、平成19年度に改めて再評価を行うこととしたため、委員会から「継続」又は「中止」のいずれの答申もされなかった。

9) 平成18年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | | 事業方針 | |
|-------|----------|-----|-----|--------|------|----|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 | 継続 | 中止 |
| 国土交通省 | 道路事業 | 4 | 4 | | 3 | |
| | 河川事業 | 4 | 2 | 2 | 2 | |
| | 海岸事業 | 3 | 3 | | 3 | |
| | 土地区画整理事業 | 0 | | | | |
| | 都市公園事業 | 3 | | 3 | 2 | |
| | 下水道事業 | 9 | 2 | 7 | 9 | |
| | 小計 | 23 | 11 | 12 | 19 | 0 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 3 | 3 | | 1 | |
| | 森林整備事業 | 1 | 1 | | 1 | |
| | 水産基盤整備事業 | 0 | | | | |
| | 小計 | 4 | 4 | 0 | 2 | 0 |
| 合計 | | 27 | 15 | 12 | 21 | 0 |

(2) 公共事業事後評価審査状況

1) 平成15年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | |
|-------|----------|-----|-----|--------|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 |
| 国土交通省 | 海岸事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 砂防等事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 小計 | 2 | 2 | 0 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 小計 | 1 | 1 | 0 |
| 合計 | | 3 | 3 | 0 |

2) 平成16年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | |
|-------|----------|-----|-----|--------|
| | | 合計 | 県事業 | 市町村等事業 |
| 国土交通省 | 海岸事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 公営住宅整備事業 | 1 | 1 | 0 |
| 合計 | | 2 | 2 | 0 |

3) 平成17年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | |
|-------|----------|-----|-----|-------|
| | | 合計 | 県事業 | 市町等事業 |
| 国土交通省 | 道路事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 夕△事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 砂防事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 海岸事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 小計 | 4 | 4 | 0 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 2 | 2 | 0 |
| | 治山事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 小計 | 3 | 3 | 0 |
| 合計 | | 7 | 7 | 0 |

4) 平成18年度

| 所管省庁 | 事業区分 | 箇所数 | | |
|-------|----------|-----|-----|-------|
| | | 合計 | 県事業 | 市町等事業 |
| 国土交通省 | 街路事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 公営住宅整備事業 | 1 | 1 | 0 |
| | 小計 | 2 | 2 | 0 |
| 農林水産省 | 農業農村整備事業 | 2 | 2 | 0 |
| | 小計 | 2 | 2 | 0 |
| 合計 | | 4 | 4 | 0 |

(3) 三重県公共事業評価審査委員会開催状況

1) 平成10年度

| 回数 | 開催日 | 審議件数 | 審議時間 |
|-----|-------------|--------------------|---------|
| 第1回 | 平成10年11月28日 | 9件 | 4時間00分 |
| 第2回 | 平成10年12月10日 | 65件(再審議9件) | 3時間45分 |
| 第3回 | 平成10年12月19日 | 81件(再審議51件) | 5時間40分 |
| 第4回 | 平成11年1月20日 | 54件(再審議30件) | 4時間30分 |
| 第5回 | 平成11年2月1日 | 24件(再審議23件,再々審議1件) | 5時間30分 |
| 第6回 | 平成11年3月9日 | 事業方針説明 | 1時間30分 |
| 計 | 4時09分/回 | 計119件 | 24時間55分 |

審議は、事業別に抽出して行われた。

2) 平成11年度

| 回数 | 開催日 | 審議件数 | 審議時間 |
|-----|-------------|--------------------|---------|
| 第1回 | 平成11年7月27日 | 7件 | 3時間30分 |
| 第2回 | 平成11年8月31日 | 19件(再審議7件) | 6時間30分 |
| 第3回 | 平成11年9月13日 | 16件(再審議12件,再々審議4件) | 3時間30分 |
| 第4回 | 平成11年10月26日 | 8件 | 3時間30分 |
| 第5回 | 平成11年11月15日 | 15件 | 7時間30分 |
| 第6回 | 平成11年12月17日 | 15件(再審議15件) | 4時間00分 |
| 第7回 | 平成12年3月24日 | 事業方針説明 | 2時間00分 |
| 計 | 4時21分/回 | 計42件 | 30時間30分 |

3) 平成12年度

| 回数 | 開催日 | 審議件数 | 審議時間 |
|-----|-------------|-------------------|---------|
| 第1回 | 平成12年9月30日 | 7件 | 3時間45分 |
| 第2回 | 平成12年10月23日 | 6件(再審議1件) | 5時間45分 |
| 第3回 | 平成12年11月13日 | 17件(再審議5件) | 6時間45分 |
| 第4回 | 平成12年11月28日 | 4件(再審議1件) | 2時間15分 |
| 第5回 | 平成12年12月19日 | 15件(再審議8件) | 6時間45分 |
| 第6回 | 平成13年1月15日 | 9件(再審議7件) | 6時間30分 |
| 第7回 | 平成13年2月6日 | 11件 | 3時間30分 |
| 第8回 | 平成13年2月23日 | 現地調査 | 7時間00分 |
| 第9回 | 平成13年3月22日 | 7件(再審議7件), 事業方針説明 | 5時間00分 |
| 計 | 5時15分/回 | 計47件 | 47時間15分 |

4) 平成13年度

| 回数 | 開催日 | 審議件数 | 審議時間 |
|-----|-------------|------------|---------|
| 第1回 | 平成13年7月17日 | 3件 | 2時間15分 |
| 第2回 | 平成13年8月2日 | 11件(再審議3件) | 6時間40分 |
| 第3回 | 平成13年8月24日 | 14件(再審議8件) | 6時間40分 |
| 第4回 | 平成13年9月10日 | 6件(再審議6件) | 6時間20分 |
| 第5回 | 平成13年10月19日 | 4件 | 2時間50分 |
| 第6回 | 平成13年10月30日 | 11件(再審議4件) | 7時間30分 |
| 第7回 | 平成13年11月27日 | 現地調査 | 8時間00分 |
| 第8回 | 平成13年12月27日 | 8件(再審議8件) | 10時間30分 |
| 第9回 | 平成14年3月19日 | 事業方針説明 | 1時間50分 |
| 計 | 5時50分/回 | 計28件 | 52時間35分 |

5) 平成14年度

| 回数 | 開催日 | 審議件数 | | 審議時間 |
|-----|-------------|------------|------|---------|
| | | 再評価 | 事後評価 | |
| 第1回 | 平成14年7月22日 | 6件 | | 4時間30分 |
| 第2回 | 平成14年8月6日 | 7件(再審議2件) | | 8時間30分 |
| 第3回 | 平成14年8月27日 | 7件 | | 8時間30分 |
| 第4回 | 平成14年10月9日 | 現地調査 | | 10時間00分 |
| 第5回 | 平成14年10月29日 | 12件(再審議2件) | | 10時間00分 |
| 第6回 | 平成14年11月28日 | 4件 | 試行3件 | 8時間15分 |
| 第7回 | 平成14年12月25日 | 1件(再審議1件) | | 2時間45分 |
| 第8回 | 平成15年1月22日 | 事業方針説明 | | 2時間45分 |
| 計 | 6時54分/回 | 計32件 | | 55時間15分 |

6) 平成15年度

| 回数 | 開催日 | 審議件数 | | 審議時間 |
|------|-------------|------------|------|---------|
| | | 再評価 | 事後評価 | |
| 第1回 | 平成15年7月15日 | 1件 | | 3時間30分 |
| 第2回 | 平成15年9月2日 | 8件 | | 6時間30分 |
| 第3回 | 平成15年10月1日 | 8件(再審議2件) | | 6時間40分 |
| 第4回 | 平成15年10月23日 | 7件 | | 7時間45分 |
| 第5回 | 平成15年11月6日 | 10件 | | 8時間30分 |
| 第6回 | 平成15年11月27日 | 12件 | | 7時間20分 |
| 第7回 | 平成15年12月15日 | 10件(再審議9件) | | 8時間45分 |
| 第8回 | 平成16年1月13日 | 現地調査 | | 6時間00分 |
| 第9回 | 平成16年1月21日 | 7件(再々審議2件) | 3件 | 9時間00分 |
| 第10回 | 平成16年3月3日 | 事業方針説明 | | 4時間05分 |
| 計 | 6時48分/回 | 計50件 | 計3件 | 68時間05分 |

7) 平成16年度

| 回数 | 開催日 | 審議件数 | | 審議時間 |
|-----|-------------|----------------------------|-------|---------|
| | | 再評価 | 事後評価 | |
| 第1回 | 平成16年7月7日 | 審議2件 | | 1時間30分 |
| 第2回 | 平成16年8月9日 | 審議5件(再審議2件) | | 4時間30分 |
| 第3回 | 平成16年9月7日 | 審議4件(再審議5件、再々審議1件) | | 8時間40分 |
| 第4回 | 平成16年10月15日 | 審議9件(再審議4件、再々審議2件) | | 11時間05分 |
| 第5回 | 平成16年11月2日 | 現地調査1件 | | 6時間00分 |
| 第6回 | 平成16年11月16日 | 審議4件(再審議8件、再々審議1件、再々再審議1件) | 審議2件 | 10時間20分 |
| 第7回 | 平成16年12月16日 | 再審議4件(再々審議2件、再々再々審議1件) | 再審議2件 | 9時間00分 |
| 第8回 | 平成17年1月13日 | 再々再々再審議1件 | | 2時間30分 |
| 第9回 | 平成17年2月3日 | 事業方針説明 | | 4時間40分 |
| 計 | 6時28分/回 | 計26件 | 計2件 | 58時間15分 |

審議は、全ての事業について「聴取」と「審議」の2回行った上で必要な事業は改めて審議が行われた。

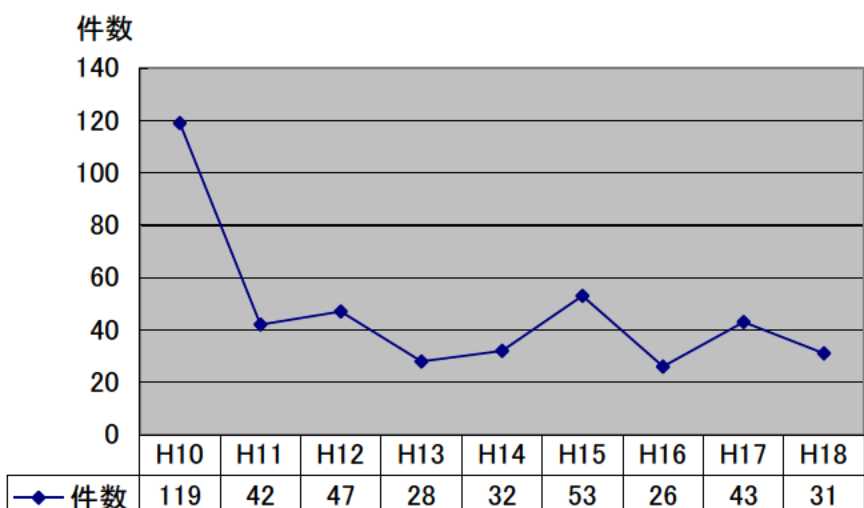
8) 平成17年度

| 回数 | 開催日 | 審議件数 | | 審議時間 |
|------|-------------|------------------|------|---------|
| | | 再評価 | 事後評価 | |
| 第1回 | 平成17年6月1日 | 5件 | | 4時間05分 |
| 第2回 | 平成17年7月6日 | 5件 | | 4時間45分 |
| 第3回 | 平成17年8月4日 | 4件(再審議1件) | | 6時間45分 |
| 第4回 | 平成17年8月31日 | 5件(再審議4件) | | 6時間45分 |
| 第5回 | 平成17年9月26日 | 3件(再審議5件) | | 9時間20分 |
| 第6回 | 平成17年10月26日 | 5件 | 1件 | 10時間00分 |
| 第7回 | 平成17年11月8日 | 現地調査2件 | | 9時間10分 |
| 第8回 | 平成17年12月1日 | 再審議2件、再々審議1件 | 6件 | 10時間37分 |
| 第9回 | 平成17年12月22日 | 9件(再審議1件、再々審議2件) | | 9時間50分 |
| 第10回 | 平成18年1月11日 | 再々審議1件、再々再審議1件 | | 3時間20分 |
| 第11回 | 平成18年2月27日 | 事業方針説明 | | 5時間08分 |
| 計 | 7時15分/回 | 計43件 | 計7件 | 79時間45分 |

9) 平成18年度

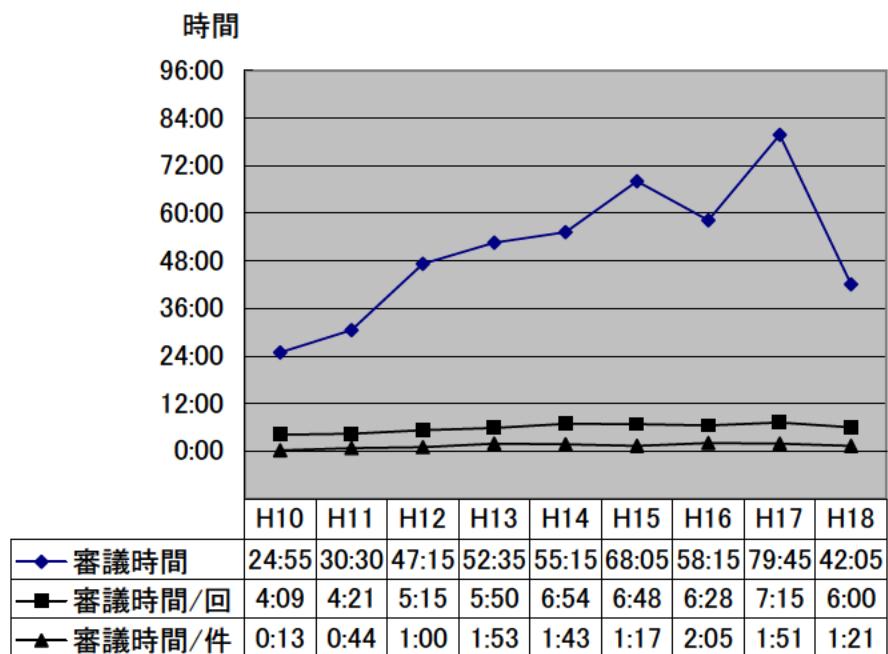
| 回数 | 開催日 | 審議件数 | | 審議時間 |
|-----|-------------|-------------------|------|---------|
| | | 再評価 | 事後評価 | |
| 第1回 | 平成18年7月13日 | 3件 | | 3時間55分 |
| 第2回 | 平成18年8月30日 | 9件 | | 8時間00分 |
| 第3回 | 平成18年9月19日 | 7件(再審議1件) | | 7時間40分 |
| 第4回 | 平成18年10月23日 | 4件 | | 4時間25分 |
| 第5回 | 平成18年11月21日 | 9件(再審議3件、再々審議1件) | | 7時間35分 |
| 第6回 | 平成18年12月22日 | 10件(再審議3件、再々審議1件) | 4件 | 8時間50分 |
| 第7回 | 平成19年1月18日 | 1件(再審議1件) | | 1時間40分 |
| 第8回 | 平成19年3月1日 | 事業方針説明 | | 未定 |
| 計 | 6時00分/回 | 計27件 | 計4件 | 42時間05分 |

(4) 三重県公共事業評価審査委員会審議件数の推移



合計 421 件

(5) 三重県公共事業評価審査委員会審議時間の推移



平成19年度 三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表 (要望)
(市町等事業)

再評価理由: 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
再評価実施後一定期間が経過している事業
社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

審査箇所: 審査終了箇所 審査対象箇所

| 番号 | 事業名 | 箇所名 | 市町村名 | 採択年度 | 再評価理由 | 審査箇所 |
|-----|----------|-------------------------------|------|------|-------|------|
| 101 | 広域漁港整備事業 | 菅島漁港 | 鳥羽市 | H6 | | |
| 102 | 下水道事業 | 津市都市計画下水道事業 上浜都市下水路 | 津市 | S45 | | |
| 103 | 下水道事業 | 流域関連津市公共下水道事業 雲出川左岸処理区(汚水) | 津市 | S49 | | |
| 104 | 下水道事業 | 流域関連津市公共下水道事業 雲出川左岸処理区(雨水) | 津市 | S49 | | |
| 105 | 下水道事業 | 津市単独公共下水道事業 中央処理区(汚水) | 津市 | S43 | | |
| 106 | 下水道事業 | 津市単独公共下水道事業 中央処理区(雨水) | 津市 | S43 | | |
| 107 | 下水道事業 | 流域関連四日市市公共下水道事業 北部処理区(汚水) | 四日市市 | S52 | | |
| 108 | 下水道事業 | 流域関連四日市市公共下水道事業 北部処理区(雨水) | 四日市市 | S52 | | |
| 109 | 下水道事業 | 四日市市単独公共下水道事業 日永処理区(汚水) | 四日市市 | S30 | | |
| 110 | 下水道事業 | 四日市市単独公共下水道事業 日永処理区(雨水) | 四日市市 | S30 | | |
| 111 | 下水道事業 | 流域関連桑名市公共下水道事業 北部処理区(汚水) | 桑名市 | H9 | | |
| 112 | 下水道事業 | 流域関連桑名市公共下水道事業 北部処理区(雨水) | 桑名市 | H9 | | |
| 113 | 下水道事業 | 流域関連いなべ市公共下水道事業 北部処理区(汚水) | いなべ市 | H2 | | |
| 114 | 下水道事業 | 流域関連東員町公共下水道事業 北部処理区(汚水) | 東員町 | H1 | | |
| 115 | 下水道事業 | 流域関連菰野町公共下水道事業 北部処理区(汚水) | 菰野町 | H6 | | |
| 116 | 下水道事業 | 流域関連伊勢市公共下水道事業 宮川処理区(汚水) | 伊勢市 | H11 | | |
| 117 | 下水道事業 | 流域関連玉城町公共下水道事業 宮川処理区(汚水) | 玉城町 | H17 | | |
| 118 | 下水道事業 | 名張市単独公共下水道事業 中央処理区(汚水) | 名張市 | H10 | | |
| 119 | 海岸事業 | 四日市港海岸(富洲原港地区) | 四日市市 | H5 | | |
| 120 | 海岸事業 | 四日市港海岸(2号地地区) | 四日市市 | H2 | | |
| 121 | 海岸事業 | 四日市港海岸(富田港地区) | 四日市市 | H13 | | |
| 122 | 海岸事業 | 四日市港海岸(石原地区) | 四日市市 | H16 | | |
| | 計 | 22件 | | | | |

| 平成18年度再評価件数集計 | |
|---------------|----------------|
| 再評価理由 | 件数 (うち、県事業) |
| 5年間未着工 | 1 (1) |
| 5or10年経過 | 7 (1) |
| 再々評価 | 24 (8) |
| 社会情勢変化等 | 1 (1) |
| 計 | 33 (11) |

